

令和7年涌谷町議会定例会9月会議（第1日）

令和7年9月11日（木曜日）

議事日程（第1号）

1. 再開

1. 開議

1. 議事日程の報告

1. 会議録署名議員の指名

1. 会議日程の決定

1. 諸般の報告

1. 議員派遣の事後報告

1. 議員派遣の結果報告

1. 常任委員会行政視察報告

1. 行政報告

1. 一般質問

1. 同意第5号 涌谷町教育委員会教育長の任命について

1. 同意第6号 涌谷町教育委員会委員の任命について

1. 報告第12号 令和6年度涌谷町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について

1. 報告第13号 放棄した債権の報告について

1. 報告第14号 専決処分の報告について（令和7年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第3号））

1. 散会

午前 10 時開会

出席議員 (13名)

1番	一條 裕太郎 君	2番	二上 光子 君
3番	黒澤 朗 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稻葉 定 君
7番	只野 順 君	8番	後藤 洋一 君
9番	伊藤 雅一 君	10番	杉浦 謙一 君
11番	門田 善則 君	12番	竹中 弘光 君
13番	大泉 治 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤 釂雄 君	総務課参事兼課長 兼デジタル行政推進室長	内藤 亮 君
企画財政課 参事兼課長	熱海 潤 君	税務課長	木村 治 君
町民生活課 参事兼課長	今野 優子 君	福祉参事兼課長	鈴木 久美子 君
子育て支援課長	佐藤 明美 君	健康課長	徳山 裕行 君
総務管理課 参事兼課長	紺野 哲 君	産業振興課長	三浦 靖幸 君
建設課長	岩渕 明 君	上下水道課長	阿部 雅裕 君
会計管理者兼会計課長	久道 正恵 君	農業委員会会長	日野 善勝 君
農業委員会事務局長	荒木 達也 君	教育委員会教育長	柴 有司 君
教育総務課 長兼給食センター所長	宮 まどか 君	生涯学習課長	福山 宗志 君
代表監査委員	城口 貴志生 君		

事務局職員出席者

事務局長 渡邊千春 総務班長 大平佳矢

(午前 10 時)

○議長（大泉 治君） 皆さん、おはようございます。

定例会 9 月会議出席、大変ご苦労さまでございます。

議員各位におかれましては、議会が町民の代表機関であることを自覚し、会議中は簡潔明瞭な発言で、慎重審議していただきますようお願い申し上げます。

ここで 8 月 18 日にお亡くなりになりました青沼孝徳元町民医療福祉センター長のご冥福を祈り黙祷を行います。ご起立願います。

（黙祷）

○議長（大泉 治君） お直りください。着席をお願いします。

ここで総務課長から発言の申し出がありますので、これを許可します。総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

大崎副町長でございますが、本日、東京で行われます内閣府の交通安全功労者表彰の授賞式に出席いたしますことから、本日の議会を欠席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回の表彰につきましては、交通安全指導隊を中心とした子供や高齢者を対象にした交通安全教室、また通学路における街頭指導の継続実施、また免許証自主返納者に対するタクシー助成の実施など、交通安全活動の推進により交通死亡事故ゼロ 2000 日達成をいたしましたことから、宮城県警様の推薦を受けまして表彰を受けることとなったものでございます。併せてご報告いたします。終わります。



◎再開の宣告

○議長（大泉 治君） 議事の都合により、令和 7 年涌谷町議会定例会を再開し、9 月会議を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（大泉 治君） 直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（大泉 治君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりです。

日程に入ります。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（大泉 治君） 日程第1、会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において、10番杉浦謙一君、11番門田善則君を指名いたします。

◇

◎会議日程の決定

○議長（大泉 治君） 日程第2、会議日程の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。9月会議の日程につきましては、本日11日から18日までの8日間とし、11日、12日は本会議、12日本会議終了後16日まで休会とし、この間、12日、16日、17日は決算審査特別委員会をお願いし、17日決算審査特別委員会終了後、本会議を再開、18日に散会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、9月会議の日程は、本日11日から18日までの8日間と決しました。

この際、諸般の報告をいたします。

諸般の報告の内容は、お手元に配布いたしました印刷物のとおりでございますので、ご了承願います。

議員の派遣を議長において、別紙のとおり決定しておりますので、ご了承願います。

ここで、議員の派遣を行ったことに伴う結果報告を行います。

7月3日開催の町村議会議員講座に派遣されました議員を代表いたしまして、一條裕太郎君にお願いいたしました。一條裕太郎君

○1番（一條裕太郎君） 1番一條裕太郎でございます。

本日よりの本会議、よろしくお願い申し上げます。

それでは、私が行ってまいりました議員講座の報告書をお目通しいただければと思います。

所感いたしまして、7月3日行いました自治会館での議員講座におきまして、林 紀行教授より、地方議会における議会の主体的な役割ということでご講義をいただきました。

内容いたしましては、議会が所管事務調査等を1年をかけて行い、その後、首長に政策提言書を提出し、その後、執行部と議会の役割を明確にするための議会初の条例施行へつなげたという事例をご紹介いただきました。

この取組は、議会の主体性を高めて住民に対する説明責任や政策形成機能を果たすために、極めて参考となりましたので、引き続き本議会においてもそういうものを実施していきたいというふうに考えました。

また、報酬制度の在り方についてでございますが、こちらは単に報酬を引き上げるということで優秀な人材を確保することにつながるわけではなく、制度全体の慎重な検討と地域に応じた対応性が求められるということ

のご指摘があり、こちらも深く共感した次第でございます。

今後、涌谷町議会におきましては、まずは、皆様にご議論いただいております議会活動のDX化、これを推進し、その後には生成AIなどの新しい技術を活用することで、議会運営をより効率的、かつ時代に即したものとしていく必要性を強く感じました。

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございました。

次に、7月4日開催の町村議会議員講座に派遣されました議員を代表いたしまして、稲葉 定君にお願いいたします。

○6番（稲葉 定君） 6番稲葉でございます。

7月4日、自治会館におきまして議会議員講座を受けてまいりました。

2番の講師でございますが、一般社団法人 地方公共団体政策支援機構 上席研究員 渡辺大樹氏。

内容は、「議会が行うべき予算・決算審議について」。

講師の前職、現職が示すとおりのデータを活用した政策のありようを実践すべしという提言を頂いたものと言えます。ただ、予算・決算について細かな数字は余りこだわる必要はない、これは①構造を知る、②視点を定める、③問い合わせを立てるという順序で検証して、施策の是非、継続の是非をただしていかなければいけません。

住みやすい町をつくるという究極的な目標に向かって、様々な施策を予算配分しながら進めなければならない執行者に対し、議会は町民の意向を反映させることも必要だ。

このような講話の合間に3分間程度の隣席の人との意見交換をする時間を取りってくれて、小さな議員間討議という形を示してくれました。

私の所感でございます。

講師は、住民の満足度を高める施策を総合計画に沿った運営が大事だと説いていましたが、それはそのとおりであります。自主財源の少ない自治体にとっては、その計画もなかなか達成困難というハードルの高い課題となっている現実には言及しないんだなと思いました。

少子高齢化も見据えた計画を立てなければなりませんが、我々は物すごいスピードでの過疎化も視野に入れたこの町を、少ない経費で効果のある施策を厳選して、未来につなぐ仕事をしなければいけないと思いました。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございました。

以上で議員派遣の結果報告は終わりました。

続きまして、委員会行政視察の報告を行います。教育厚生常任委員会の行政視察の報告について、杉浦謙一委員長にお願いいたします。杉浦謙一君。

○教育厚生常任委員会委員長（杉浦謙一君） では、教育厚生常任委員会が行政視察を行いましたので、報告を行います。

報告書の1ページであります。別紙であります。

期間は、令和7年8月6日から7日の2日間であります。

2番、視察地は、岩手県立児童館いわて子どもの森、岩手中部水道企業団、矢巾町にあります矢巾町子育て世代活動支援センターの3か所であります。

3番、目的であります、子育て支援に関する取組について。子供の遊び場の現状とその運営について調査をする。

二つ目として、水道の広域化に関する取組についてであります、水道事業の広域化についての知見を深めるの2点であります。

4番の視察対応者、5番の視察参加者、2ページに行きまして、6番の視察地概要はご覧のとおりであります。

7、取組事例として、（1）子育て支援に関する取組についてであります。

ア、岩手県立児童館いわて子どもの森は「子どもに健全な遊びを提供し、子供の健康を増進し、情操を豊かにすること」の目的を達成するため、子供の遊びを支援しています。

遊びの支援に当たっては、子供自身の主体性を何よりも大切と考え、子供たちが五感を駆使して体いっぱいに感じて、多様な遊びや体験に取り組み、「楽しさ」「感動」「発見」に出会えることを目指しています。

また、児童健全育成の活動が、県内各地域で積極的に取り組まれるよう、児童健全育成に携わる職員の研修会の開催、移動児童館の実施、東日本大震災の被災地における子供たちの遊び場の支援などを行っています。

屋内施設としては、1階から3階に分けて設置された巨大な遊具や自由に落書きができるスペースなど、多様な遊び場があります。また、障害のある方々が刺激を楽しみ、リラックスし、楽しい時間を過ごせる空間としてスヌーズレンの部屋があります。屋外施設としては、水遊びができる水の広場やアスレチック、キャンプ場などがあります。

実施している事業について、定期ワークショップ（遊びのプログラム）は、「ものづくりを楽しむ」、「音を楽しむ」、「食を楽しむ」、「その他」のテーマに分類されており、土・日・祝日にプレイリーダーや外部講師により通年行われています。令和6年度は全85回実施しておりまして、子供が2,347人、大人が2,389人、合計4,736人の参加がありました。団体ワークショップは、児童館、放課後児童クラブ、保育所、幼稚園、子供会、小学校、特別支援学校等の団体を対象に、平日に1団体限定で、年齢に応じて楽しめる遊びのプログラムを実施しております。

イとして、矢巾町（矢巾町子育て世代活動支援センター）であります。乳幼児や小児を抱えた世代の就業活動や購買活動、複合施設の利用等を通じた文化活動を推進しています。また、子育て世代の交流、親と子の交流を促進することを目的として、一時預かり等を有する「子育て世代活動支援機能」を担っています。

経営形態としては指定管理者制度でありますけれども、特定非営利活動法人矢巾ゆりかごが指定管理者となっています。施設内の遊び場の広場にはボルダリング、ジオラマテーブル、木のボールプール、赤ちゃん専用スペースなどがあり、成長に合わせて好きな遊びを見つけて、子供との時間を楽しむことができます。利用料金は、町内の方と、療養手帳を所持している方は無料、町外の方は1人100円となっております。

生後6か月の赤ちゃんから就学前までの子供を対象にした一時預かり保育、保護者のリフレッシュや通院、買い物など、預ける理由を問わず、日頃、育児から離れられない方をサポートすることを目的に、誰でも利用できるものであります。

そして、（2）として、4ページであります、水道の広域化に関する取組で岩手中部水道企業団であります。実施施策として、広域化による取水、導水、浄水施設の再編を進めています。

企業団の給水区域は広大であり、また起伏に富んだ地形であることから、位置エネルギーを有効に活用できる

施設を中心に施設の再編を行っています。このため、小規模であっても山間部に位置し、そのエネルギーが有効である施設は継続活用しています。水質、水量に課題のある水源を廃止しつつ、標高の低い地域には施設を集中することで広域的水運用を構築し、標高の高い地域では施設を分散させて危機管理への対応を行っています。

また、今後多くの水道施設が更新時期を迎えるため、適切な維持管理を行うとともに、計画的に施設を更新する必要があります。

浄水施設や送配水施設の再構築では、老朽化の状況や将来の水需要の動向等を踏まえ、施設の延命化や更新を推進しています。

管路施設の再構築では、経過年数や優先度を考慮し、老朽化した管路施設の更新を行っています。その際、都市の集積状況や管路施設の重要度等を考慮した「管路の（管種・管径）の最適選択」を図り、管路施設の延命化や更新を推進しています。また、更新時期を実施する際には、環境に配慮した施工方法の検討を進めているということでありました。

最後に、8番であります、まとめであります。

子供の遊び場については、特に今年のような酷暑の日が続くような状況でクーリングシェルターの役割を果たす場が重要となっています。

今回訪問した岩手県一戸町のいわて子どもの森や矢巾町子育て世代活動支援センターでは、クーリングシェルターのような考え方で建設されているわけではありませんが、子供たちが集う場所として、遊び場としての体験をして楽しむ施設としては、よく考えられたものと学ばされました。

一戸町のいわて子どもの森は、児童館機能を十分に発揮した施設として、岩手県が主導して建設したものであります。地域振興の面が大きいのが特徴で、山林を大規模に生かしたものとなっています。リピーターの多い施設となっており、非常に興味深い事業となっております。また、障害児に対しても十分配慮した施設となっており、保護者が安心して利用できるのも特徴であります。

矢巾町のような子育てと交流をテーマとした施設として、子供のみならず、あらゆる世代が訪れているのを見ていると、この事業は成功していると思いました。世代におけるニーズにマッチした、なくてはならない施設と考えています。

二つの施設を訪問しましたが、涌谷町において、子供の遊び場なる施設は必要と考えます。子供の居場所づくりの面で、総合的に子育て支援の拠点として考えるか、全ての世代を考慮しての交流の場とするのかは、考え方は様々であります。今後、本町の施策として検討すべき課題と思いました。

そして、令和4年福島県沖地震が発生し、涌谷町での断水の際に給水活動を行っていただいたのが、岩手中部水道企業団でございます。教育厚生常任委員会としても感謝の意を表してまいりました。

涌谷町において給水人口や給水量の減少が著しく目立ち始めています。老朽管や施設設備の更新という問題があります。それに伴い安定的に水道事業の経営ができるのか、年々、不安であります。岩手中部水道企業団のように、水道施設をダウンサイジングできるかどうか、安定的に水を供給できるかどうか、必要な事業であるだけに、近隣自治体と連携し、将来における水道企業団を観察してまいりました。このことは、今後に生かされるだろうと考えております。

9番としては各委員の所感をつけておりますので、後ほどお目通し願いたいと思います。以上で報告といたします。

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございました。

以上で行政視察の報告は終わりました。



◎行政報告

○議長（大泉 治君） 日程第3、行政報告。

町長の行政報告を求めます。町長。

〔町長 遠藤耕雄君登壇〕

○町長（遠藤耕雄君） 皆さん、おはようございます。

今議会、ちょっと肩を痛めましてこのような形で、まさか装具をつけると思いませんでしたので、大変不便でありますし、お見苦しい点はご容赦いただきたいと思います。

どうぞ今議会もよろしくお願い申し上げます。

それでは、行政報告3件につきまして、お配りしております項目に従いましてご報告をさせていただきます。

まず、1点目でございます。あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地方創生に関する連携協定の締結についてでございます。

民間事業者との地方創生に関する連携協定の締結について報告を申し上げます。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と相互に密接に連携し、それぞれが保有する資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資することを目的として、令和7年8月7日に協定を締結したものでございます。

続きまして、工事請負契約の締結について2件、ご報告を申し上げます。

2件とも地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づかない予定価格3,000万円以上5,000万円未満の工事請負契約でございます。

1点目の契約は、令和7年度涌谷町町民医療福祉センター中央監視装置改修工事（その2）で、条件付一般競争入札を行い、大崎市古川駅南3丁目17番地の2、株式会社エコサーブと3,322万円で令和7年7月7日に締結したものでございます。

続きまして、2点目の契約は令和7年度（社総交）によります八雲住宅2号棟外壁改修工事（その2）でございまして、条件付一般競争入札を行い、涌谷町字田町裏131番地、株式会社菊森建設工業と3,844万7,200円で、令和7年7月22日に締結したものでございます。

以上、報告について3件申し上げました。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

○議長（大泉 治君） 再開いたします。



◎一般質問

○議長（大泉 治君） 日程第4、一般質問。

かねて通告のありました一般質問をこれより許可いたします。

通告されました議員に申し上げます。質問は、通告内容に従い、通告外の質問は行わないようご注意願います。

それでは、7番只野 順君、一般質問席へ登壇願います。

〔7番 只野 順君登壇〕

○7番（只野 順君） おはようございます。7番只野 順、議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

通告しておりましたさくらんぼこども園の環境整備についてでございます。

今、涌谷町というか、全国で人口減少によって町内の子供の数も少なくなり、幼稚園の再編統合が今回行われるような状況になっていることに対しましては、再編に進まざるを得ないというような状況でございます。今後、長期にわたってさくらんぼこども園が町の幼児教育の場所になります。将来的には、施設も含めて3園から来ている子供たちがさくらんぼこども園で有効に、そして、すばらしい施設だなというふうな状況をつくっていただきたいなと思っています。

特に整備に関して今回をお尋ねしますけれども、1点目は、令和8年4月から町内の幼稚園から何人が通園するのか。

2点目、給食調理を行われると聞いております。この人員の確保は大丈夫なのか。

3点目、あそこは第三小学校で体育館も小学校のときの体育館でありますけれども、その体育館へのエアコンの導入は検討しているのかという点でございます。

また、4点目として、スクールバスでの送迎のバス停の安全の確保とか、そういった対策はどのように取られているのかという点。

さらに、5点目として、こども園の前の道路を町道にするのか、そういうふうに変更するのか、今のところ、農道でございますけれども、町道に格上げしてかさ上げ等を進めていくのかまで、教育長と町長にお伺いいたします。

○議長（大泉 治君） 町長。

〔町長 遠藤釂雄君登壇〕

○町長（遠藤釂雄君） 改めまして、おはようございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ただいま、大綱1番、さくらんぼこども園の環境整備についてご質問をいただいたところでございます。それ

では、7番只野 順議員の一般質問にお答えを申し上げます。

1点目の令和8年4月から町内の幼稚園から何人が通園するのかとのご質問でございますが、令和8年4月からの入園申込みにつきましては、令和7年11月より募集を開始する予定であるため、現時点では新規入園児の人数は未定でございます。

したがいまして、現在、涌谷、涌谷南、笠岳、さくらんぼこども園の各幼稚園に在籍している3歳児及び4歳児全員がさくらんぼこども園幼稚園部に通園すると仮定いたしますと、合計で54人となります。さらに、さくらんぼこども園保育所部には33人が在籍していることから、両部門の在園児と令和8年度の新規入園児を合わせますと、90人を超える園児が通園する見込みでございます。

2点目の給食の調理における人員の確保は大丈夫かとの質問でございますが、前述のとおり、取りあえずの予定といたしまして令和8年度に90人を超える園児が通園する見込みでございます。現在は3名の調理員が保育所部に在籍する乳幼児33人及び職員の給食を調理しておりますが、園児数の増加に伴い、調理員の若干の増員が必要になると見込んでおります。今後は、現場の意見を踏まえながら、会計年度任用職員等の採用により柔軟な対応をしてまいります。

3点目の体育館へのエアコン導入は検討しているかとのご質問でございますが、これまでも園児の安全確保及び地域防災機能の強化の観点から、設置の必要性について検討してまいりました。近年の猛暑により外遊びが制限される日やホール内の気温が高くなる日が増加しており、園児の健康面への影響が懸念されております。

さらに、さくらんぼこども園は災害時の指定避難所にも位置付けられており、乳幼児や高齢者を含む避難者の安全、快適性を確保するためにも、空調設備の整備は重要な課題であると認識しております。しかしながら、体育館へのエアコン設置につきましては、冷房効果の限界や財政的な負担などの課題があるため、現時点では導入に向けた明確な方向性を打ち出すことは難しい状況でございます。

引き続き、園児の安全、快適性の確保を念頭に置きながら、設置の必要性や可能性について丁寧に検討を進めてまいりますので、現時点におきましてはご理解を賜りますようお願い申し上げます。

4点目は教育長にお願いします。

5点目のことども園前の道路を町道に変更する考えはあるのか、またかさ上げはどうなっているのかとのご質問でございますが、さくらんぼこども園前の道路につきましては、過去の台風による大雨で冠水し、通行不能になったことがございましたが、大雨による排水機場への浸水で稼働できなかったことも原因の一つと考えております。

そのことにより、避難所となっていたことども園から避難者が車で帰宅できず、ボートで救出されるということもございました。令和6年12月会議におきまして同様の質問をいただいておりますが、質問の道路は避難道路とことども園に通うための道路と生活道路の三つの性質があるため、既存道路のかさ上げ等を含め、解決に向けた努力の必要性を感じております。

併せて、上町排水機場の排水機能の確保という課題もございます。それぞれの費用も見据えながら引き続き関係機関と調整し、町道認定を含めた今後の方針を検討してまいります。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（大泉 治君） 教育長、登壇願います。

〔教育委員会教育長 柴 有司君登壇〕

○教育委員会教育長（柴 有司君） 7番只野 順議員の一般質問にお答え申し上げます。

スクールバスでの送迎上のバス停などの安全対策はとのご質問でございます。

さくらんぼこども園のスクールバスにつきましては、統合推進委員会の庶務部会において、各幼稚園のPTAの代表の皆様、幼稚園教諭、子育て支援課、教育総務課とともに検討を重ねてまいりました。

実際にスクールバスを利用するご家庭の意見を基に、三つのルート及びバスの停留所を決定いたしましたところでございます。その際にルートとともに一番注意した点が、園児が安全に乗り降りできるバスの停留所でございます。例えば旧小里幼稚園駐車場や月将館小学校駐車場など、バスが来るまで保護者が車で待機することができ、さらにバスが停車しても余裕を持って安全に乗り降りできるスペースがある場所を選んでおります。

そのほかにも利用するバスには置き去り防止の安全装置をつける、バスからの降車時的人数確認を徹底するなど、園児の送迎における事故防止対策を徹底しております。

以上、7番只野 順議員への答弁といたします。

○議長（大泉 治君） 只野 順君。

○7番（只野 順君） ただいま回答をいただきましたけれども、まず、最初の人数に関しまして90人ほどになって、町の子供の大半がさくらんぼこども園に通園することとなると思います。やはり町として全体的にさくらんぼこども園で子育てをしっかりやるという状況が出てくると思います。特に今回、給食も含めまして地場産品を使用したり、あるいはその調理によって子供たちの食育まで含めた活動をしていただきたいなと思っております。

調理人数につきましては、今の回答で柔軟に対応していくということでありますから、そのことに関しては園の状況を見ながら臨時の職員等々で対応していただきたいと思っております。

3番目です。体育館のエアコンの導入は考えているのかということでございますけれども、宮城県内において柴田町では6件のエアコンの設置がされているようでございます。また、この辺では色麻町で1校しかないので1件のエアコンの整備がされているようでございます。

国といたしましても、この暑さ対策を含めて体育館へのエアコンの導入を、小中学校も含めまして積極的に行うという通達も出しているようでございます。やはりこの点を近隣市町村というか、町村の状態を見まして、やはり涌谷町にあっても早急にエアコンの導入ができないか等々を検討していただきたいなと思っております。

以上について、まず再度質問をさせていただきます。

○議長（大泉 治君） 町長

○町長（遠藤釈雄君） 初めに、先ほど質問者が冒頭に申しましたように、乳幼児の子供たちを育てる町としての拠点になるということ、それがこの質問のキーワードでありますし、町としてもそのような考えを持っております。

そういう観点から申し上げますが、エアコンにつきましては、あえて避難所というものを持ち出して、この夏の猛暑を考えますと、そのことは避けて通れないということ。というよりも、いろんな積極的な対策が必要だということは皆様と同じように実感しておりますので、何とか取付けをしたいなと思いますけれども、そうなりますと、小学校はどうなるのか、中学校はどうなるのかということもございます。

ですから、そういったものは、全てを1回にやるということは当町の財政では不可能という感じでございますので、これはこのあたりも施設等の整備において稲葉議員からも質問をいただいておりますけれども、何を優先させるのかというのは、やはり議会でございますので議会の皆様と相談しながら、できるだけ町民の総意というのを集めながら優先順位を決めて、決めた以上は直ちに実施するというような方向にしたいと思っておりますので、そういった面では、今後のご意見とかご指導をお願い申し上げたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 只野 順君。

○7番（只野 順君） ただいま町長のエアコンの整備に関してということでお話しされました。小学校、中学校も考えていかなきゃない、財政もありますというようなお話でございましたけれども、来年4月からさくらんぼこども園に幼稚あるいは小さい子供さんがほとんど町内から通うわけでございますので、この段階で体育館にぜひエアコンの設置を検討されて、そして、取り組んでいただければなど、そういうふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長

○町長（遠藤駅雄君） 先ほども答弁いたしましたけれども、さくらんぼこども園は、全町の子供たち、乳幼児の集まるところでございますので、何とか整備したいと思いますけれども、やはり来年4月、もちろん、できるだけ急いで何とか、先ほど一條裕太郎君の研修の報告にありましたけれども、いわゆるクールダウンという今までと違った形で、快適に体育館を使用して遊んだりスポーツをしたりというようなことではなくなってきている状況でございますので、そういったような緊急性を感じておりますけれども、今の時点で来年4月といいますと、なかなか財政的にも様々な変動がございますので、今後というのは検討させていただきたいと思いますので、ただ、今の時点でやりますとか、あるいは逆にやらないというのも言いたくありませんので、検討させていただきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 只野 順君。

○7番（只野 順君） 町長といたしましても、これは検討しながら進める方向だと思います。

そこで、担当課長にお聞きしたいんですけれども、今県内で設置している学校等、あると思いますけれども、やはりこの設置あるいは導入の状況、あるいは施設の整備ですね、体育館だから今までみたいに開放的なものではなくて密閉性があると思いますので、その点などを調べて検討していただきたいと思います。

それで、次に移りたいと思います。

スクールバスの発着あるいは停留所の件に関しまして、教育長のほうから場所と安全性ということでお聞きいたしました。そのような形で進めていくと思いますけれども、今後、町内、端のほうとか、端といったら私のほうもそうなんですけれども、大谷地地区とか、小里でも大分離れたところとか、子供がぽつぽつというような状況になってくると思いますから、そういったときの保護者の方々の要望と、あるいは1年ごとに変えていくのか、今回はそれぞれの場所を設定しましたということになりましたけれども、今後、子供さんの状態によってその場所の確保と安全性の確保というものは、どのように考えているかお聞かせください。

○議長（大泉 治君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（宮 まどか君） 只野議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、今年度、教育長のほうから3ルートというふうに回答させていただきましたけれども、現在、使用され

るという保護者の方にアンケートを取りましてこのルート、停留所のほうは決定したところでございます。

11月以降に新入園児が決まりましたら、その中の保護者の方にもバスの使用の有無を確認いたしまして、今のルートからかなり外れているといった場合には、新たなルートの追加も検討するということで考えております。

また、今後につきましても現ルートから離れて全然違うルートですとか、停留所という場合には、検討は必要であるというふうに考えておるところでございます。

また、先ほど教育長からもありましたが、バスの安全装置の設置はもちろんですけれども、ルート選定も大きな道路を使用するですとか、駐車スペース、停留所についてはもちろんですけれども、委託業者への安全教育の指導の徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。終わります。

○議長（大泉 治君） 只野 順君。

○7番（只野 順君） スクールバスの安全性についてはお聞きしました。小学生と中学生ぐらいになってくれば、ある程度の判断というか、そういうものもあると思いますけれども、やっぱり3歳児とか、5歳児ぐらいだと非常に危険というか、親の言うことも聞かないとか、あるいはそういうルールとか何かを無視する子供さんも出てくるのかなと思いますので、やはりその辺は委託業者の方もそうですし、とにかく安全第一で、そういう通園を行っているということを徹底していただきたいなと思いますので、その辺は配慮をお願いしたいと思います。

続きまして、子供園の前の道路のかさ上げについてでございます。

町長もご存じのように、災害というか、避難所にもなっておりますけれども、やはり前回、いろいろな要件が重なりましてこども園が孤立するというような状況になりました。ほかのルートはできないのかとか、いろいろ抜け道等々を探して検討してくれたようございますけれども、やはり基本となる道路、今度は保護者の多くの人がさくらんぼこども園に通園して諸行事に参加すると思うんです。

そういう場合、あそこの道路の状況で、今の段階だといいんですけれども、やはりそれだけの交通量が多かったり、そういうた安全面、さらにちょっと雨が降ってもとか、といった安全性について、特に建設課長のほうに相談したいんですけども、あそこは下郡沼だったんですね。それで排水機場を造ってそれで排水をしておりますけれども、前回の台風のときはわらが詰まってとか、あるいは排水に間に合わなかった、機場の運転士も浸水で退避をせざるを得なかったということが重なりました。

そういう中で、今、山のほうも大分木を切りまして水が即流入するような状況になっております。今回もこの間にちょっと降っただけでもすぐ水かさが上がるような状況になってきておりますので、やはりどんなような状況の中でも道路は避難道路になりますので、それは早めに改修して、とにかく安全を第一に考えた計画を立てていただきたいなと思います。

○議長（大泉 治君） 建設課長

○建設課長（岩渕 明君） お答えいたします。

以前よりこの道路につきましてはご質問をいただいて、町長からも必要性は感じているというようなことで答弁をさせていただいているところでございます。そのことを受けまして、建設課といたしましても基本的な調査は進めており、ある程度、こういう形の道路にしたらいいかなというイメージは持っているところではございます。

ただ、そこから先、実施に移すとなれば、やはり財政的な問題等々が出てきますので、その辺、今後、更に庁舎内あるいは上司と相談しながら検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。終わります。

○議長（大泉 治君） 只野 順君。

○7番（只野 順君） こども園前の道路は農道でございますね。前にほかの議員が質問したとき、農道ということだったんですけれども、やはり町道に格上げして町道と農道での補修とか、そういうた違いが若干出てくると思いますけれども、やはり町の園ですので、きっちとそこまでは町道でカバーをしてもらって、それで交通量が多くなりますとどうしてもすぐ傷みます。そういうた段階で町道に条例改正して格上げして、そして、かさ上げへの対応をしていただければなと思いますけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 建設課長

○建設課長（岩渕 明君） お答えいたします。

現状、農道永根線という形になっておりまして、平成10年代に今の形に農道整備事業で整備をしているところでございます。完成からある程度、年月がたっていますのでその辺、制度上の問題とかで町道認定できないということはないものと考えております。

町道認定することで、やっぱりある程度、整備するにも財源の確保等は、農道のままよりはしやすくなるかなということは考えております。ご存じだと思いますが、町道認定には議会の議決を経まして、路線の認定の議決を経て路線図など台帳を整備する必要もございますので、その辺にもやっぱりお金がかかってくるところもございます。その辺も含めて事業全体の見通しを立てながら、町道認定等についても検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大泉 治君） 只野 順君。

○7番（只野 順君） 道路のかさ上げ、そして、条例で町道に行いながら全体を見ていただきたいなと思っています。

何せ昨今の台風等、あるいは水害等において何が起るか分からないと。特に避難する道路もない、ないというか、あるんだけれども使えないとか、そういうた状況が多々出てくると思いますので、この辺は町長としっかり相談をして、そして、優先順位もあるでしょうけれども、やはり来年度から入る子供たち、あるいは保護者の皆さんのが安心して通れる園にしていただきたいなと思います。ぜひ整備についてその辺、トータルで町長に最後にお聞きします。

○議長（大泉 治君） 町長

○町長（遠藤釈雄君） 只野議員、おっしゃっているとおりでございます。質問をいただきながらエアコンをどうするか、それから、農道を町道化してその上でかさ上げをどうするかというような形の中でありますけれども、いずれにしても、水害に関しては、いわゆるこの前の実績がございますので、この前の水位に勝るような町道のかさ上げというのも必要なのかなと思っております。

迂回するといいますか、前のほうを歩いて調べてみましたところ、ちょっと通常には使いづらいところでありますし、本当に金かけてもそれ以外の目的には使えないなというのがありましたので、やはり率直に誰でも見える場所にあるこども園に直接行けるような、今の農道を町道化してその上でかさ上げして、水が上がっても

支障なく通行できるというのが大事なのかなと思っております。

いずれにしましても、暑さも水害も本当に紙一重のところでどうなるか分からないところがありますので、そういういた緊張感を感じながら、その上でどれを優先させていくのかという感じで検討させていただきたいと思っております。もちろん、これはその折々に様々な議決だったり議会の中に胸襟を開いていただきながら検討していって、順序よく乳幼児教育・保育の拠点となる町としてのあの場所をしっかりとしたものに高めたいと思っておりますので、その際はまたよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 7番只野 順君。

○7番（只野 順君） それでは、ただいまのこども園に関しては質問を終わりたいと思います。

次に、2番目の庁舎内のバリアフリー化は進んでいるかということについてお尋ねいたします。

1番目、高齢者、障害者の利用に配慮した施設になっているのか。

2番目は、高齢者、障害者の方が、庁舎2階への移動の手段はあるのか。

3番目といたしまして、心のバリアフリーのための町民、そして職員への啓蒙は行っているのかという点についてお伺いいたします。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤釂雄君登壇〕

○町長（遠藤釂雄君） それでは、只野議員の大綱2番の役場内のバリアフリー化は進んでいるかということでございまして、1点目、高齢者、障害者の利用に配慮した施設になっているのかとのご質問でございますが、この件につきましては、私が毎日自ら感じているところでございまして、なぜ町長室が2階にあるのかなとか、なぜエレベーターがないのかなとか、そんなことをいつも思っておりますけれども、そういったようなことを含めましてご答弁を申し上げさせていただきます。

役場庁舎のバリアフリー化につきましては、これまでほかの議員から一般質問をいただいた経緯がございますが、正直なところを申し上げますと、本庁舎においては築後約65年が経過し、多額の費用がかかる改修は財政的に非効率的過ぎて難しいことから、役場内のバリアフリー化については進んでいないという状況となっております。

しかしながら、車椅子を利用される方や体が不自由な方々の来庁者に対しましては、現状の建物の構造や設備の中で、可能な限り配慮し、対応している状況でございます。

2点目の高齢者や障害者の方の庁舎2階への移動手段はあるのかとのご質問でございますが、2階へ上がるためのエレベーターなどの設備につきましては大規模な改修となりますことから、現時点では予定はございませんが、車椅子のまま階段を昇降できる昇降機につきましては、涌谷第一小学校で導入実績がございますので、今後、導入について検討してまいりたいと思っております。

なお、2階に上がるのが難しい方につきましては、職員が1階に出向いて打合せや申請等ができるよう対応しておりますが、場合によっては職員が介助して2階に上がっていただくことも必要と思っております。今後も当面の間は運用面で身体の不自由な方に寄り添うよう対応してまいりたいと思っております。

3点目の心のバリアフリーのための町民や職員への啓蒙は行っているかとの質問でございますが、心のバリアフリーというのは、様々な心身の特性や考え方を持つ人々が、お互いを理解し、支え合い、誰もが平等に社会

参加できることを目指す意識と行動のことであり、具体的には障害の有無にかかわらず、やはり困っている人に気づいたり、相手の状況を想像して適切なコミュニケーションを取り、必要な配慮や行動を続けるということが重要と認識しております。

平成28年4月1日に障害者差別解消法がスタートいたしました際には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する涌谷町職員対応要領を策定し、平成30年4月に障害をお持ちの方に対して、不当な取扱いを行うことがないよう、職員に対し適切に対応するよう通知した経緯がございますが、そのときから大分年数が経過しておりますことから、改めまして職員の意識づけが必要であるとも考えております。職員だけでなく、町民の方々に対しましても、広報等で周知するなど、なお障害者への理解というものを周知できるよう検討してまいりたいと、そのように思っております。

以上、只野議員への答弁といたします。

○議長（大泉 治君） 只野 順君。

○7番（只野 順君） 役場内のバリアフリー化、私だけではなく、議員がずっとこの間も言っておりますけれども、なかなか庁舎の全体の改修も含めますと、大変な状況、財政的な問題で進まないのかなと思っております。ただ、第一小学校に昇降機をつけて子供さんの2階への移動というふうなこともありますので、庁舎内でできればそういう昇降機をつけて対策していただければなと思います。

この間、やはり町民の方々が、私も町長もそうなんですけれども、もう少しで後期高齢者になるんで階段の上り下り等々も大変になってきています。それで、役場の2階でいろいろ申告とか税務の関係とか、そういう活動も行われておりますけれども、やはりそういった方々が来ても大丈夫だったというような形でお話ししていただければ、まずいいのかなと思っています。すぐすぐできる話ではないので、私もそうなんですけれども、よその町に視察に行ったときは、新しい町はもうバリアフリーどころか、1階のオープンスペースで職員の皆様も生き生きと仕事をしているような状況であります。涌谷町の職員の皆様も、今のような状況だと、新しく入ってきた方なんかも、何ていうんでしょうね、士気が上がらないとか、そういう点にもつながりますので、計画的にこの辺はやっていただきたいなと思います。

1点目に関しての昇降機に関して、ぜひ検討していただきたいと思います。

2点目というか、心のバリアフリーに関しては、町長が言ったとおりでございます。障害者差別解消法ができて大分なりますけれども、当時は職員の方の採用も含めまして、今のところ、町のほうとしてはその障害者の採用人数等に関しては予定内に入っていると思いますけれども、ぜひ福祉をそういう政策の中で進めていますので、職員の方々に啓蒙を行って、そして、我々もそうなんですけれども、もっと優しいまちづくりの方向を目指してやっていただきたいと思っていますので、その点は、心のバリアフリーというのはなかなか見えないんですけども、啓蒙活動を定期的に行っていただきたいと思います。その辺、以上についてお願ひします。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） 只野議員にお答えいたします。

まず、1点目の昇降機の関係でございますが、現在、昇降機につきましては様々な形の昇降機がございます。一つは、レールを階段上にはわせましてレールに椅子状の物だったり、車椅子ごとの台座ごと上げるもの、また、涌谷第一小学校で導入しましたのは、下にキャタピラーのようなものがついておりまして電動で人がつき

ながら上げるというものでございました。

以前にもこういったご質問をいただいた際に課内で検討した経緯がございますけれども、どうしてもこちらの西庁舎の階段等ですと、かなり幅が狭いということで、そういったレール式のものはちょっと難しいのかなというふうに考えておりました。

ですので、今後、導入を検討する際には、そういったキャタピラー式というか、そういった形で車いすごとなり、車いすから下りて上げるものもございますので、そういったところを今後、検討させていただければなと思つております。

2点目の心のバリアフリーにつきましては、町長の答弁にもありましたとおり、職員に対しましては改めて周知するとともに、町民の皆様に対しましては、関係課と相談しながら周知の方法を考えていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（大泉 治君） 只野 順君。

○7番（只野 順君） 昇降機等々に関しては、検討していただければいいのかなと思っています。

心のバリアフリーに関しては、庁舎に来た方々が相談された場合、やはり普通に手を貸せるような職員であつてほしいなと私は思っております。何かやつてくれとかという前に、やはり何が必要かというのは言わないと、やはり頼むほうというか、障害の方々はなかなか思い切って頼めないという状況もありますので、そういった点で職員の方々の声がけ、そういったものを行なながら、やはり庁舎に来て高齢の方々だと目もちよつと不自由だ、あるいは耳も聞こえなくなっているという状況がありますので、受付全般、あるいは職員が対応するところに関しては、そういった対応しながら、涌谷町は優しい町なんだと、言葉で言うと簡単なんですが、やはりそういった庁舎であつて職員と町民が一体として活動しているという庁舎運営というか、まちづくりをお願いしたいと思いますけれども、最後に町長、一言お願いします。

○議長（大泉 治君） 町長

○町長（遠藤耕雄君） やっぱりバリアフリーというのは、わだかまりを持った時点で全然バリアフリーでなくななるし、ちょっと心情的に難しいところもあるのは事実でございますけれども、やはりフラットな気持ちの中で、私どもの務めといたしまして、はつきり言って最も大きな務めとして、外に出たときに来庁される方々に対して目配り、それから、声がけ、挨拶をして、その中で議員おっしゃったように、やはり話しかけられるような雰囲気をつくるというのが大事だろうと思っています。そういう中で、障害のあるなしは、人それぞれ分かりませんけれども、そういった形の中でもフラットな気持ちで対応する、そういう気持ちを心がけておりますけれども、やはり職員の皆様で対応されれば、その職員の方々、涌谷町役場は涌谷町の代表となるわけでございますので、その辺も含めまして、みんなでフラットな気持ちでどのような対応に対しても応対できるような形にするのが、それを毎日繰り返せば、少しでも心のバリアフリーというのが出てくるのかなと思っておりますので、そういったような形の中で、まちづくりというのは心からつくらせていただければなと思っていますので、みんなで、議員の皆さんも当然でございますが、同じお立場でございますので一緒になって、決して差別につながるような言動を慎みながら頑張らせていただきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 只野 順君。

○7番（只野 順君） 町長は常日頃から優しい町政運営をしていると思いますので、今後ともよろしくお願ひし

たいと思います。

以上で終わります。

○議長（大泉 治君） 休憩いたします。再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時07分

再開 午後11時20分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

引き続き、一般質問を続けます。6番稲葉 定君、登壇願います。

〔6番 稲葉 定君登壇〕

○6番（稲葉 定君） 6番稲葉 定でございます。さきに通告しておきました内容に従いまして、一般質問をさせていただきます。

第1番、江合川の合流地点近くの旧北上川の堤防延伸はどうなったかという第1の質問でございます。

以前、旧北上川の無堤防地域のことを一般質問で取り上げてまいりましたけれども、そこから一歩も前進しないんだなということで、前の質問から約10年経過しました。一歩も進んでおりません。質問した当時はまだ東日本大震災が起きて余り時間もたっていない時期でございましたので、どうしても震災復興に力を注ぐことが優先されるのは当然のことございました。震災から十数年経過し、ある程度のインフラは復旧してまいりました。そこで現在の状況を尋ねたいと思います。

河川の整備は災害が起きてから決壊した堤防の整備などが行われますが、災害の起きる前に整備しておくことの重要性はどなたも否定しないと思います。この猪岡短台地区はかつて水害の常襲地区でございました。そのほとんどは今回取り上げた旧北上川に合流する直前の江合川からと聞いておりますが、江合川の堤防は何度か整備されましたが、その続きの旧北上川の無堤防はすごく脆弱なままとなっております。

災害はその弱いところを突いて起こります。よその川の災害メカニズムを見れば分かることです。昨日もテレビで古川の渋井川の約10年前のことございましたけれどもやっておりました。北上川の場合は、その渋井川よりも規模がはるかに大きい。そこで起きる、いわゆるバックウォーター現象というか、すごく怖いと思います。

そういうことで第1問目といたします。よろしくお願ひします。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤釗雄君登壇〕

○町長（遠藤釗雄君） 大綱1番の江合川との合流地点近くの北旧北上川の堤防延伸はどうなったということでございますが、6番稲葉 定議員の一般質問にお答えを申し上げます。

要旨1の以前もこの問題を取り上げたが進捗が見られないが、要旨2のどういう理由でこのようになっているのか、及び要旨3の要望の再構築が必要ではないか、一連の関係がございますので、併せて答弁をさせていただきます。

江合川と旧北上川の合流地点につきましては、ご質問のとおり、無堤防の区間がございます。地域により築堤の要望をいただいておるところでもございます。

堤防の管理といたしましては、河川管理者である国土交通省となります、大谷地地区の無堤防区間につきましては、これは大谷地地区の分でありますけれども、一緒に無堤防区間になっておりますが、これまで私が副会長を務めております旧北上川改修促進同盟会におきまして、築堤の推進について継続して旧北上川下流河川事務所、東北整備局、国土交通省に要望してきておりますが、国の事業実施には至ってはおりません。河川改修は洪水被害状況や背後地の土地利用状況、他地区の整備状況、そして気候変動の影響や流域治水の対策方向性を踏まえながら、総合的に勘案して治水対策事業を進めていると聞いております。

しかしながら、私どもとしましては、近年の度重なる豪雨によりいつ氾濫するかも知れず、周辺の地域住民からは更なる要望の動きもございますことも踏まえて、地域住民の水害に対する不安を解消するため、これまで以上に近隣自治体等の支援を仰ぎながら、引き続き国土交通省へ早期事業実施に向けて強く要望しておりますし、さらに一段と力を注いで築堤完成に向けて頑張りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） 稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） ただいま町長から答弁をいただきましたけれども、この場所は、町長のご自宅なども水害で浸水、あるいは家屋の流失とか、そういったことまでもしかしたら想定すべきことなのかもしれません。ですから、その現状というか、これまで恐らくそういうことがなかったのは運がよかったからだと私は思っております。

そういったことで、前にも北上川下流工事事務所に足を運んで、ここは遊水地なんですかと質問をぶつけたところ、そういうことはございません。遊水地は北上川は一関にしかございませんとちゃんと説明をいただきました。というならば、そこは整備すべき箇所だということで、予定にあるんですかと言ったら、予定にはありますと。ただ、優先順位としてはずっと下のほうですという言葉をいただいたんですけども、いつ優先順位が上に来るのかという疑問が湧いたんですけども、現状になっているわけですね。

ということは、今、優先順位が何位かは私どもには示してくれませんでしたけれども、どういうことなんでしょうか、現状、2問目にも入るんですけども、どういう理由で優先順位が上がらないのか。前は復興のために予算がそこに集中していくんだということで納得して引き下がってまいりましたんですけども、そろそろそういうことでもなくなってきたんだけれども、優先順位が上がらないのはどうしてなのかと思うんですけども、実際はどういう理由でこうなっているんでしょうか、お尋ねします。

○議長（大泉 治君） 町長

○町長（遠藤釀雄君） 質問者は気を遣って質問されておりますけれども、私が現場でお話ししますときは、一切容赦なく質問させていただいております。例えば河川、前には新北上川ができる柳津のところの堰で調整するから大丈夫だとか、そういったようなこともおっしゃっておりましたし、私のほうから、やはりこの600町歩、私どもの涌谷町の洪水マップ見ますと分かるように、あそこが越水といいますか、堤防がないのだからそのままありますけれども、あれを越えてきますと、吉住の米麦さんの事務所があります。いわゆる600町歩の水田等々が家屋も含めて一気に浸水ということになります。

ですから、そういったような恐怖感を訴えてまいっておりましたが、もう一つは、もしかしたらば他地域、下流地域の安全性の確保もあったのではないのかなと思いました。

ただ、先ほど質問者が10年前にも同じ質問したが、何も変わっていないと言いますけれども、私の中では大きく変わってきております。といいますのも、いわゆる石巻地区には川港という石巻市の特徴がありまして、川が港になっているというぐらいですから無堤防の地区がございます。そこがこの前の津波で一掃されまして、その反省を踏まえて国直轄の特殊堤防が完成いたしました。ということは、もしかしたら推測で大変申し訳ないんですけども、何も遊水地扱いされるようなことは一切ないだろうと。

そういうことでありますので、なおさら登米市あるいは石巻市の首長にお願いしながら、何とか予算の編成にあっても、涌谷町のこの問題というものを北上川と共に暮らす仲間として応援してほしいということを求めながら、まずは現場の北上川下流河川事務所の所長にも大分前向きにいただいておりますので、問題はどのような形でやるかということでございますけれども、すぐ見える形で動いてほしいというようなことを言って、事務所のほうでは何らかの形を示したいということで今、汗をかいているようでございますので、なおさら今回、あの囲いの集落の行政区の皆様方からの要望が改めて出てくると聞いておりますので、それを力にしながらさらに強い要望を行ってまいりたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 震災関連で石巻地区、下流の堤防は大分改修が進んできたのは目で見て分かることもあるんですけども、大谷地地区というのは特殊なところで、海面の潮位が満潮になると、そこは水が下に流れなくなるということで、その時間帯と水害の上から来る水が、ちょうど落差があればどんどん流れていって余り水害とか起きないで済むんだけれども、満潮の潮位が高いところに大雨の水が来たら、本当にあそこの町長が言う600町歩なんか簡単に水没してしまう。ただ、今までなかつたのは本当に運がよかつただけにすぎないと私は思います。

それで、その辺もよく国土交通省にも理解していただかないと駄目なんですけれども、どうしてここは優先順位がいつまでも何番目なのか分からぬいけれども下のままなのか、計画があるんですよと言うので、計画だけでは水害は収まらないですね。ちゃんと設備というか、それを整えていただかないと、安心して住めないじゃないですか。

私のうちは浸水は恐らくしないと思いますが、だからいいという問題ではなくて、あなたの前まで昔の水害なら来たと。あそこから舟で水害のときに入れましたという話も聞きました。

そういうふうになってからでは、昔と違ってとんでもない被害というか、そういったことになりかねないので、理由を尋ねても、町長はそれ以上の理由はなかなか答えにくいと思いますけれども、やはり要望を継続していくしか、これは手立てがないのかなと。相手は国ですから私どもが幾ら声を上げて言ってもなかなかなんだけれども、要望の継続で乗り切るしかないのかなと思います。

先ほどの町長の答弁にもございましたけれども、地域の方々がちょっと動いているということなんですけれども、もしかしたら住民運動とかそういったことも必要なのだったら、私ども、一緒にやりませんかと区長さんとそういったことで話はしてみたんですけども、そういった集まりのとき、私をぜひ呼んでくださいと10年ほど前から役所にも出向いていろいろ聞いたりしていますからということでやっているんで、ぜひ町としても

その辺、再構築というか、再要望というか、声を高らかにして強く求めていただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長

○町長（遠藤駿雄君） 築堤が遅れている原因というのは、私は一にも二にも要望の質も量も足らないのではない
かと思っています。ですから、がむしゃらにお願いし、もちろん、今、逆に東北地方整備局あたりまではその
理解は進んでいるところでございますので、いずれの裁量権の中でも結構ですから、財源的に間に合うならば
やってほしいというように具体的に形ができればいいと、そういうような直接の詰めをさせていただいている
ところでございますので、やはり一番手っ取り早く築堤できるというのは、これまでの例を見ますように、災
害に遭ってしまわないと動かない。それではたまたものではありませんので、その前に何とかしてほしいと
いうことありますので、私は強くそれを要望しております。

といいますのも、土地改良区の排水機場がございますが、その水位が排水機場よりも2メートルも上のほうに
ある。その中で排水作業を機関士が一生懸命ポンプとか中を見て点検しながら頑張っているんですが、その恐
怖感を共有したことございますので、やはりそれをもって更に具体的に、詰め将棋ではございませんけれど
も、1歩下がつたら10歩更に押し込むような形で頑張らせていただきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 町長も大分自分の地元のことでもございますし、力を上げてやっていただきたいんですが、
実際あそこは本当に恐怖だと思います。私も当時、消防団だったんですけれども、あと一步でもあそこから水
が入り込むかなと思ったんですけれども、猪岡短台地区の田んぼに入り込むかなという事態に、そこに水防
団で派遣されまして、付近の田んぼではまだ上からの水は越えていないんだけれども、北上川の水位が高いも
のですから離れた田んぼから水が湧いてくると。その近くに私たち、水防団ということで張りついてそこで待
機していたなんだけれども怖かったです。

やはり国土交通省の職員の方にもそういったことを言って、先ほども町長、述べておりましたように、災害が
起きてからでは遅いんですよということで、私どもも地区の住民と一緒に町長が言うように、住民運動なり署
名活動なりなんなりして要望のお手伝いというか、そうしたいと思いますので、町でも更に要望を行っていた
だきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長

○町長（遠藤駿雄君） 稲葉議員が言っているように、まさに運がよかったです。私がデンマークなんかに行ったとき
に、消防団から電話が来て今、危ないと。だったら分団長の指示で退避してくれと言うのを、やっぱり逃げな
かったんですよね。川から水があちこち噴き出してきているということもございました。

その前に、排水機場の近くに水門がございますけれども、そのときに北上川の水位と内水の差がございまして、
それが当時、たまたま技術のある改良区の職員が機転を利かせて、あえてというか、内水がたまるのをくまな
いで内水がたまるのを加速させて、外水圧と内水圧の調整を取って、そうしないと、一気にひっくり返されて
一気に決壊するというのがありましたので、そういう技術者がたまたまいたという、これも運がよかったです。
かなと思っています。そういう幸運が続いて水害が今までなかったものと思っておりますので、やはり私どもは率直に堤防を当たり前の堤防に高くしてくださいというのが筋だろうと思っておりますんで、シン
プルに頑張らせていただきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 堤防のことはそれぐらいにいたしまして、第2問の質問に入りたいと思います。

公共施設などの建て替えを長期的に考える組織や検討会が必要ではないかという2問目でございますが、公共施設の建て替えは遠くない未来に迫られているということで、積み立てたほうがいいんじゃないかと前の質疑で申し上げたんですけれども、その際、公共施設の建て替えは恐らく目の前というか、来年度ではないにしてもすぐ目の前に迫っていると思います。

そういうときにどうしても計画というか、いろんな計画を職員だとか執行部だとか、それだけでつくると片手落ちというか、そうなりがちなので、やはり推進検討会議というか、町民のそういった有識者なども集めた会議を開いて慎重に進めないと、この間のように、財政危機宣言を出したように財政にダメージを受けてしまって、その辺を考えていただきたいと思うので第2問目にしました。どうでしょうか。

○議長（大泉 治君） 稲葉議員、項目を一度、全部質問していただきます。

○6番（稲葉 定君） すみません。2番の1番を言いましたね。

2番、これまでの経験をいたして慎重な決定をすべきだということ、これは抽象的ではございますけれども、そういったことで、3番目に、人口減少や地域経済などの変化も考慮しなければと思いますが、どうでしょうかということでございます。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤釈雄君登壇〕

○町長（遠藤釈雄君） それでは、大綱2番目の公共施設建て替えを長期的に考える組織や検討会議が必要ではないのかということでございます。

要旨1の職員や執行部だけでなく、町民を交えた議論を重ねよとのご質問でございますが、議員ご承知のとおり、当町の公共施設につきましては老朽化が進んでございます。そのため、昨年度から今後、見込まれる歳出に備え公共施設等総合管理基金を創設したところでございます。この件につきましては、議会の皆様のご心配とご指導があったところによるものと感謝申し上げさせていただきます。

令和6年度の監査におきましても、監査委員からは、公共施設の老朽化が進んでいることから、この基金を基に計画づくりに着手するよう意見があったところでもございます。

検討に当たっては、社会情勢の変化を捉え、現在及び将来の涌谷町にとって適正な規模の施設となるよう検討が必要と考えております。建て替えの検討に当たりましては、老朽化している公共施設は一つではございませんので、どの公共施設の建て替えを優先すべきかの議論をいただきなど、議会はもちろんのこと、町民の皆様をはじめ、利用される方の意見を伺って計画を策定していくことが肝要と考えております。

次に、要旨2、これまでの経験を生かして慎重な決定をすべきでは、要旨3、人口減少や地域経済の変化なども考慮しなければならないと思うがにつきましては、当町では、近年、平成23年度には涌谷第二小学校と涌谷第三小学校が統合し、月将館小学校が開校し、平成25年度にはひなた幼稚園と城山保育所が統合し、さくらんぼこども園が開園、平成26年度には、小里幼稚園と笠岳幼稚園が統合し、新生ののだけ幼稚園が開園し、平成27年度には涌谷中学校と笠岳中学校が統合し、新生涌谷中学校が開校されました。平成28年度には小里小学校と笠岳小学校が統合し、笠岳白山小学校が開校したところでございます。また、令和8年度からは町内3園を

さくらんぼこども園に統合するという見直しを行ってまいりました。

施設配置の見直しに当たっては、その施設を利用する方々の意見を大事にしてきておりますので、その上で、今後、その他施設の配置の見直しに当たっても、十分利用される方々の意見を伺いながら、場合によってはいただいた意見に対する代替案を示すなどして、本町の規模に合った持続可能な施設配置を検討してまいりたいと考えておりますことを申し添えまして、6番稲葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大泉 治君） 稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 建物の整備については、過去にちょっといろんな力のある人の意見が優先されたとか、そういうことを聞くわけなんですかけれども、もうこれからはそんなことを言っている場合ではない。20年、30年後のこととも考えたインフラ整備というか、建物の整備をしていかないと、2回も3回も財政危機宣言を出すわけにいきません。絶対に出すべきではないと思います。笑われます。私どもの子孫でも笑われるのは嫌だと思いますので、きちんとそういったことでは慎重な物の進め方、必要なものを建てなきやいけないのは当然です。ですから、きちんと有識者会議とか、そういったことで長期のビジョンをよく検討する組織をつくることが大事だと思いますけれども、それはどう考えますか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） それでは稲葉議員のご質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、近い将来になってくるでしょうし、慎重に検討していかなければいけないと思っております。先ほど申したとおり、今の庁舎は65年を超えていたということですので、先ほど議員は20年、30年後まで考えてということですけれども、まず50年ぐらい先も考えなければいけないのかなと思っております。

その上で、財政計画もきちんと立てて、それからどの施設をいつ頃まで建てるのかというのを慎重に判断していくべきと考えておりますけれども、まずは議員おっしゃるように、外部、どこまで呼ぶかというよりも、庁舎内でその辺の財政計画を担当課等と議論しながら、その後に必要であれば、そういった議員をはじめ、いろんな組織なりなんなりのご意見を伺っていくべきものと考えております。終わります。

○議長（大泉 治君） 稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 今の答弁はすごく重要なことだと思います。後で時間をかけてゆっくり中身を精査していくということが大事なことで、失敗はないようにしなきやいけないので、ぜひ時間もかかるし、手間もかかるんだけれども、必ずそれをやっていただきたいなと私は思います。

それから、過去の経験をちゃんと見て考えなさいと、2番目ですが、やはり学校の統合のときもちょっと意見が強かったのかというのがありました。後から住民の方々から、その形がよかったですのかという問い合わせが大分私どもにもありました。具体的に言えば、小里小学校と笠岳小学校の統合だったんですけども、あれはそれでよかったですのか、今さら後戻りできないので仕方ないんだけれども、反省事項として生かさなきやいけないと思うから今、申し上げているんですけども、何あのときにスクールバスを走らせるんだったら笠岳小学校を存続させて、白山小学校の改修を見送れなかつたんだと。すみません、私、そのとき議員でなかつたんと言いくつするんですけども、そういうことが後からダメージとなって財政危機宣言を出す一つの原因にもなつたのかなと私は思うんですが、その辺をよく注意していただくように、職員の方もだんだん代替わりするんだけれども、ぜひ申し送りしていただいてそういう失敗をしないようにというか、失敗例はぜひ忘れないで

次はしないぞということでやっていただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） ただいま申されました中学校の統合が失敗だったというふうには思っておりませんけれども、慎重な検討が必要だということは、やっぱり議論した内容を公開しながら、今どういったところでどういった機能を持たせた、庁舎にしろ、学校にしろ、防災機能というのは今後、必要だと思いますので、避難所にも使われることもありますので、そういうことも多目的な点から考えながら検討してまいりたいと思います。

○議長（大泉 治君） 稲葉 定君。

○6番（稻葉 定君） 今、企画財政課長から答弁いただいた。一つ訂正しておきたいんですけれども、涌谷中学校と笠岳中学校が合併したことが間違いだとは、私は申していません。小里小学校と笠岳小学校が合併して、それは私は何も問題提起もしていません。中学校を改修して笠岳白山小学校は金の無駄づかいだったんじゃないかという住民の声があったということで、訂正させていただきたいと思います。私はそういう意味で先ほど申し上げました。

それはそれで間違いないようにしていただきたいんですけれども、先ほど課長も50年後と言いました。私もそれは言いたいんですけれども、50年後のことの想定して、いわゆる涌谷町の人口は50年後というと、恐らく何千人というか、そういうことも想定されるんでしょうけれども、とにかく半減にはなるんだということを想定していろいろなことも、建物は庁舎の60年とか持つわけなんで、一応そういうことも想定して計画とか、そういうことに反映させていかなきやいけないんだということで、多くの人の知恵を結集しないとうまくいかないんじゃないかと、そう思いますので、その辺、ぜひ皆さんで共有していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 議員、おっしゃられたことはごもっともだと思いますので、その辺、注意しながら計画のほうは進めてまいりたいと思います。（「終わります」のという人あり）

○議長（大泉 治君） 昼食のため休憩いたします。再開は1時といたします。

休憩 午前1時5分

再開 午後 1時0分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

午前に引き続き、一般質問を続けます。4番佐々木敏雄君、登壇願います。

〔4番 佐々木敏雄君登壇〕

○4番（佐々木敏雄君） 4番佐々木敏雄でございます。質問に入る前に若干時間をいただきたいと思います。

議会開会前に黙祷を行いました元涌谷町町民医療福祉センター長青沼孝徳氏が、去る8月18日、ご逝去されました。突然のことに驚きと残念さ、そして、無念さでいっぱいあります。

青沼先生は、病院開設準備から通算31年間、地域包括医療ケアシステムの構築のため、昼夜を問わず尽力されてきました。常日頃から涌谷が第二のふるさととはばからなかった青沼先生とは、非常に大きな出会いであり、感謝の念に堪えない次第であります。

一期一会の言葉がありますが、涌谷町にとって青沼先生を通じた多くの方々との出会いがありました。国内トップリーダーとして活躍されているドクターの皆様や関係機関の皆様、また、東日本大震災の際には、町民医療福祉センターを拠点として町、国内外から支援に来てくださった多くの医師やコメディカルのボランティアの皆様などとの出会いがありました。このことは涌谷町が沿岸部の後方支援として大きな貢献であり、存在感を示した実績と思っております。

青沼先生には、どうか安らかに眠られることをお祈りいたします。

また、再生可能エネルギー発電機器をご寄附いただきました2業者に対しまして、一議員として感謝と御札をしたいと思っております。これを機に涌谷町の活性化のきっかけになることを期待するものであります。

それでは、質問に入りますが、再生可能エネルギー100%、ふるさと納税プロジェクト概要の疑問点についてお伺いします。

本事業は、日本国内でも数少ない事業で、県内でも初であり涌谷町がモデルケースとなり得る可能性も考えられますので、その概要についてとふるさと納税の諸経費などの質問をしたいと思います。

初めに、事業の発表についてでございますが、この事業については7月20日に涌谷公民館で各報道メディアに対して発表されました。当日、議会では行政区長会との懇談会を開催しており、発表することすら知りませんでした。後日、報道により知ったものです。議会は6月20日まで開催されていましたので、その間にも説明の機会はあったかと思います。しかし、何の情報もありませんでした。

この事業のタイトルを聞いただけでは、電気とふるさと納税返礼品との関係性についてイメージすることすら難しい複雑な内容であります。涌谷町にとっても明るい話題となる事業を、議会が知らないということに町民も不安に思っているようですし、県に問合せもあったものであります。議会へ説明がなかった理由、あるいはできなかった理由をお聞かせください。

2項目めとして、町の収入と支出の支払いの契約について伺います。

町に太陽光モジュールとパワーコンディショナーの寄附を受けた機械を町有地に設置して、発電と充電をし、併せて施設の管理運営を受託する事業所は、涌谷町かがやき発電所であります。町は、涌谷町かがやき発電所に機械と土地を有償貸与しますが、貸与額の内訳と管理運営の委託の内容を含めた収支額をお伺いします。

次に、ふるさと納税の受付を秋からの予定ですが、太陽光の設置は完了しているのでしょうか。併せて設置費用をお伺いします。

また、将来負担の確認のために危機管理運営の契約期間と契約満了後の撤去者とその費用をお伺いします。

4番目に、ふるさと納税を行うために電気運営費用が別途必要とあります。費用の契約内容と金額をお聞きします。

また、ふるさと納税でふるさと納税電気運営業者に対し、町はふるさと納税者を紹介するわけですが、それ以外に介在がないようです。トラブルが起きた場合などの対策や窓口などの対応は考えているのかどうか、お伺いします。

5番目ですが、天平の湯・研修館に電力を供給するということになっていますが、なぜ指定管理を委託している施設に供給なのか、それ以外の役場庁舎や医療福祉センターに供給することのほうがより安心感が増すものと思いますが、その考え方をお伺いします。以上です。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤釗雄君登壇〕

○町長（遠藤釗雄君） 質問項目1点目、大綱1の「再エネ×ふるさと納税」プロジェクト概要の疑問点を問うというご質問でございますが、質問要旨1の新規試みの事業であるにもかかわらず、議会への説明がなかった理由を問うとのご質問でございます。

今回の事業につきましては、ふるさと納税事業の一環であり、内容が複雑な点では新しい試みとも言えますが、ふるさと納税事業を推進するための一つでしかないという認識でございました。もちろん、歳出が必要な場合などは議会への説明が必要であると考えております。決して議会軽視につながるものではなく、逆に議員の皆様から頂戴いたしておりました本事業、ふるさと納税事業の更なる推進が必要とのご意見を基に商品開発したものでございます。議員皆様の意を酌んだ取組であるということを申し上げさせていただきます。

ただ、マスコミ等で取り上げ話題性があったことから、議員の皆様には、町民の皆様からの問合せなどでご苦労されたのではないかと捉えると、できるだけ情報の共有と努力は今後とも必要であると考えております。

質問要旨2の発電量料金というのは、年額370万1,448円、月30万8,454円の試算であるが、収支見込額について問うとのご質問でございますが、当町におきましては、町有地を通常の手続で有償対応を行うことから、事業者の行う事業収支については把握しておりません。借地料をいただきながらふるさと納税の商品として電力をつくっていただくものとなっております。

質問要旨3の太陽光設備設置費用と完了日、設置期間年数、契約満了後の撤去者及び費用を問うとのご質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり、発電事業者は民間事業者となっておりますことから、運営費用、設置費用については把握しておりません。

発電設備については9月末完成予定でございまして、完成後、ふるさと納税の受付開始を10月中旬以降開始し、11月以降、順次供給開始と見込んでおります。

契約につきましては、令和7年7月1日から令和17年6月30日までの10年間となっております。契約満了後は、借地者の負担によって原状に復した形で返却していただくこととなっております。

質問要旨4のふるさと納税電気運営費用は幾らか。また、町は納税者を紹介する以外には介在しないようだが、涌谷町を信頼して寄附する人も多いと思う。そごなどのトラブルが生じないような対策を考えているかとの質問でございますが、今回契約を締結した事業者は、もともと電力を供給している事業者でございますので、この事業者を利用していいる方々がふるさと納税をしていただくことによって、日頃の電気料金を安く抑えられることとして寄附していただく方や、今後の電気料金を低く抑える目的で、このふるさと納税がきっかけに電気会社との契約変更などの行動を起こされる方々もいるかもしれません。いずれにいたしましても、ふるさと納税を募集する際や受付する際には、周知徹底することが必要と考えております。

トラブルの防止はほかの返礼品においても同様でございますので、信頼できる返礼品に尽力してまいります。

なお、事業者との契約書には違反あった場合や町との信頼関係が損なわれる場合は、契約を解除する条項があ

ることを申し添えておきます。

質問要旨5の指定管理をしている天平の湯・研修館に電力を供給することになっているが、なぜほかの施設への供給をしないのかとのご質問でございますが、電力供給につきましては自由化されていましたので、この事業者に限らず、幅広く検討してまいりたいと考えております。

以上、4番佐々木敏雄議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大泉 治君） 佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 情報提供を積極的に議会のみならず、町民への開示を、開示というか、提供ですね、をやっていただきたいと、そのように努めていただきたいと思います。

それでは、2番目に入りますけれども、なかなか金額が分からぬということですけれども、町に寄附された機器とかの評価とか、そういうこともあるんだと思うんですけれども、町で町有地を貸すわけですね、機器も貸すわけですけれども、その契約は当然しているものと思われますのでその金額は分かるんだろうと思いますけれども、そこを教えていただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） お答えいたします。

まず、情報提供につきましては、遅れてしまったこと、大変申し訳ございません。町長からも指示があったところでございますが、出せるものはなるべく早く出すということで、今後、間に合わない場合も常任委員会のたびとか、そういう機会でないとなかなかお話しできないと思いますので、その辺は注意してまいりたいと思います。

土地につきましては、今回お貸しする土地については約1500平米でございます。それで、通常の貸付けと同じく評価額に面積を掛けて年間25万9,000円でお貸しするものでございます。これの10年間ということですもつてはスタートしております。

工事費とかにつきましては、いただいた機器等につきましてはその場で設置いたしますので、パネルが240枚、パワーコンディショナーですか、それが10台を頂きますけれども、そちらの物納でございますので、金額等については把握していません。また、工事費についても、把握はしていない状況でございます。一旦、これでよろしいでしょうか。

○議長（大泉 治君） 佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 寄附を受けているわけですから、当然町の財産ですよね。ですから、町の財産を貸すわけですので、当然、土地は単価とか額は分かりますけれども、機器はある程度、償却とかそういうことも出てくると思いますし、当然、寄附されたものをゼロで貸すという、当然、そこで電力料が発生するわけですので、その辺の契約とかはきちっとすべきものだらうと思います。その辺はどのようにになっているのかお聞きします。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 今回の事業をするに当たって、涌谷町と発電設備を施工する日本エコテック、それからふるさと納税の電気を売電する会社、この3者での契約を結んでおりますけれども、その契約の中では機器の貸付料等は入っておりません。土地の貸付料のみでございます。

○議長（大泉 治君） 佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 寄附を受けたからそれはそれで物納という形なんでしょうけれども、それを業者に又貸しというか、当然、そこは年間370万円ほどの利益が発生するものを町がゼロで貸し付けるということをちょっと私、疑問に思っていて、その辺はある程度、仮に電力料が発生するのは、業者さんのはうにやるということはいいというか、理解もできますけれども、機器類は消耗するわけですので、当然、その消耗する分は業者側で負担して当たり前じゃないかと思うんです。そうであれば当然、その機器の評価額なり出して年間の消耗分を貸付料に加えるのが当然だと思うんですけれども、その辺の考えはなかったのかどうか確認します。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） その辺については、3者で協議した際にはそういったお話はございませんでしたので、電気は発生いたしますけれども、電気申込みがあった場合は、涌谷町でできた電気の分については返礼品としてお返しする電気として、町は支払いとかも出てくるわけではございませんので、そういったお話はございませんでした。

○議長（大泉 治君） 佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） ちょっとそれは保留にして3番に入りますけれども、太陽光の契約期間は10年ということを聞きましたが、大体発電施設の耐用年数は20年から25年というようなことも言われていますけれども、それを10年で後は撤去するという考え方なのか、ある程度、10年過ぎて様子を見て契約延長すると考えているのか、その辺をお聞かせください。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） お答えいたします。

期間は10年となったものは、初めての試みだったということもございますので、余り長期だと何かあった場合ということも考えて10年間にしたものでございまして、10年以降につきましては、単年度で契約するということで合意しております。単年度ごとに更新していくということで契約書には記載されております。終わります。

○議長（大泉 治君） 佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） それは了解しました。

それで、かがやき発電所で発電されたものは、災害時の非常電源として機能するという文言があったわけですけれども、どういう場合を想定して災害時あるいは非常時と想定しているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 大規模な停電等があった場合と考えております。

○議長（大泉 治君） 佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） ここの発電されたものは、当然、東北電力のネットワークというか、電線を使って行うものなのですが、非常時、大規模災害になったらそれが使えないということの想定と考えていいと思うんですけれども、その際に当然、そうなるのであれば、かがやき発電所と、どこで使うのか分かりませんけれども、非常用電源として使う箇所と通電できるような設備は必要だと思うんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 送電線は確かに東北電力のものを使うと思いますけれども、送電線が使えない場合については、現地にパワーコンディショナーが直流から交流に変える設備でございますので、現地で使うこととなろうかと思います。

○議長（大泉 治君） 佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 非常用に使う施設はどこを想定しているんでしょうか、場所というか、本部、役場の本部なのか、医療福祉センターなのか、天平の湯なのか、そのところだと思うんですけども、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 想定としては、停電時に発電所のところにパワコンから電力を引き出せる仕様と現地のほうはなっておりますので、現地のほうで使うという形になります。

○議長（大泉 治君） 佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） ちょっと理解できないんですけども、現地からまさか役場まで配線するとか、コードで引っ張ってくるとかということはできないと思うんですけども、現地でどうして電気引っ張るということなのか、ちょっとそこは今後、考えてもいいのかもしれないんですけどもちょっとそこは疑問に思うので、何か具体的なものがあれば教えていただきたいなと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 現地で使うというのは、やっぱり今、おっしゃったように、送電線が使えない場合でございますけれども、そこで煮炊きする機器を、日中、発電している間ですけれども、使ったり携帯の充電だったり、そういうものに活用できると考えております。

○議長（大泉 治君） 佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） ということは、非常時は特に本部とか天平の湯でなくて、現地で煮炊きとか、そういうものを持っていってそこで使用するという予定と理解します。

それで、天平の湯の関係ですけれども、当然、電気は自由化になっていますので天平の湯で引くことには私も全然問題はないと思いますけれども、当然、その単価よりも安くなくちゃいけないものと思いますけれども、そのように理解してよろしいんでしょうか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） そちらのほうにつきましては、事業者において東北電力よりも安いという判断で今回導入したものと考えておりますので、町で考える場合におきましても、今回の業者ならず、有利なところであったり、価格的に有利なことであったり、非常時にも使えるような電源を確保する必要があると考えております。

○議長（大泉 治君） 佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） ほぼ聞くところは聞いているんですけども、ちょっとどうも何というんですか、釈然としないというか、町長も話していましたけれども、分からぬ事業だなという思いがします。

ただ、一番疑問というか、思うのは、町が全然介在していないというのがちょっと不安なところがありまして、その辺、私も考えてみたんですけども、特殊な技術が必要なものであり、資金が必要なものであるから町は

当然、そこには入れないという前提があります。

ただ、これは寄附を受けているわけですけれども、寄附を受けているということは、負担付寄附に当たるんではないかと私は思ったわけですけれども、その辺は何か考えなかつたものでしょうか。というのは、当然、寄附をいただいて連携はしたものの、業者が決まっている、運営管理する業者も決まっている、売る業者も決まっているということになれば、負担つきの寄附に当たるんではないかと私は思ったわけですけれども、その辺の考えはいかがですか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） そういう負担つき寄附という考えはございませんでした。というのも、電気を返礼品にするということでございますので、町としては土地を貸す、貸した土地を維持管理まで向こうの事業者の方でやっていただきますので、そして、そこでできた電気相当分をふるさと納税の返礼品にしていただく。先ほど、議員もトラブル云々というお話もございましたけれども、そちらにつきましてはふるさと納税のサイトにおいて、こういう条件が必要ですというのを明記してトラブルがないようには考えていきたいと思います。

まずもって、負担つき寄附ではないものと考えて、負担つき寄附であれば、もちろん、議会にもお諮りしなければいけませんので、今回はそういうものではないと判断したところでございます。

○議長（大泉 治君） 佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 今、企画課長が話されたのは、そのとおりなんですけれども、ただ、寄附をもらっていないければそれで考え方はいいんだと思うんです。寄附をもらった条件として運営会社がある、その売電会社があるとなると、負担つき寄附に当たるんじゃないのかなと私は思うわけですけれども、そこはここで言い合ってもしようがないことですけれども、そういうことを十分に精査していただいて、いろいろ検討しなくちゃいけないようなところがありそうなところも考えられますので、再度検討していただきたいなと思います。

基本的には、最終的には、私は町有地の遊休地にこのような再生可能エネルギーは必要ではないかなという思いで質問に立ったわけですけれども、何か調べていくうちにそういうことが考えられましたので、十分にその辺を精査して、できれば議会のほうにも報告いただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） ご心配ありがとうございます。議員おっしゃるとおり、その辺、不安になる部分については、こちらについても改めて調べますとともに、議会への相談、報告、情報提供などをしながら今後、進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長

○町長（遠藤釀雄君） ありがとうございます。今回はこの一般質問で私もいろいろな面から、私自身もこの業者さんとの繋結のときにはなかなか理解が進まない。直前まで参考資料を見ながら挨拶したんですけれども、その挨拶も普通は挨拶文になっているんですが、自分のメモしたことに沿ってご挨拶した経験がございます。非常に複雑であります。

ですから、単純に町有地を貸して、貸した借地料はいただきながら、そこで電気を発生させていただいて電気をシンプルにふるさと納税の返礼品にするという、そういう想定でやっておりました。

ですから、そういった中で質問者と同様に、例えばいただかないでそのまま事業をしていただくとか、様々な考え方というのがあろうかと思います。かなり多くの問題とかなり多くの今後、似たようなものに対して対応していくことが洗い出された一般質問だと思います。

ですから、こういうものは後ろのほうに向かって言っているんですけれども、議会に情報を伝えるだけでなく、相談していくというのが大事だと、そのように思っておりますので、そういった中でできるだけ瑕疵のない事業というものが求められているわけですから、非常に今回の一般質問では、様々な点から町の対応としての心構えも含めまして参考にさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございます。

次に、2番二上光子君、登壇願います。

〔2番 二上光子君登壇〕

○2番（二上光子君） 2番二上光子でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目にマイナ救急、全国実施に向けた円滑な救急体制について。

マイナ救急は、医療分野におけるマイナンバーカードの活用として令和7年度から実証事業が開始をされます。来月より全国の720消防本部、5,334隊において全国一斉に開始をされます。

マイナ救急は、救急隊が持つカードリーダーで傷病者のマイナ保険証を読み込み、受診した医療機関名や既往歴、薬剤情報などを正確に把握するもので、搬送先の選定や救急車内の応急措置、医療機関への情報共有で速やかな治療へつなぎ、多くの命を守る取組です。マイナ救急を利用するには、マイナ保険証を使用しますので事前に準備が必要となります。

1、マイナンバーと資格確認書の当町の実態を伺います。

2、マイナ保険証の普及への課題や取組を伺います。

3、単独高齢者世帯や障害者世帯への対応を伺います。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤釗雄君登壇〕

○町長（遠藤釗雄君） 大綱1番のマイナ救急、全国実施に向けた円滑な救急体制について、2番二上光子議員の一般質問にお答えを申し上げます。

マイナ救急につきましては、マイナ保険証を活用した病院選定等に資する情報を把握する取組でございますが、傷病者の負担軽減につながるほか、マイナ保険証を活用して得られた受診歴や診察情報などから総合的に判断し、傷病者に適用する搬送先医療機関の選定等に効果が期待できるものと認識しております。

1点目のマイナンバーカードと資格確認書の当町の実態を伺うと、交付枚数はとのご質問でございますが、令和7年8月31日時点での交付枚数は1万2,102枚でございまして、令和7年1月1日時点での人口1万4,249人に対する交付率は84.9%となっております。

資格確認書につきましては、国民健康保険加入者には更新時において1,332枚、交付率39.9%を交付しているところでございます。

次に、2点目のマイナ保険証の普及の課題や取組を伺うとのご質問でございますが、令和6年12月2日以降、健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行いたしました。

当町におきましては、マイナ保険証をお持ちの方もそうでない方も安心して医療機関を受診できるよう、リーフレットやホームページにおいて周知を図っているところでございます。マイナンバーカードの取得に対しましては、手続の煩雑さやカード紛失のおそれなどの理由から、普及には課題があるなと実感しているところでございます。

次に、3点目の単独高齢者世帯や障害者世帯への対応を伺うとのご質問でございますが、全国的に後期高齢者のマイナ保険証の利用率は低い状況でございます。

当町におきましても、国民健康保険におけるマイナ保険証の利用率は増加傾向にあるものの、後期高齢者の利用率は低い状況にございます。特に高齢者や障害を持たれる方など配慮が必要な方にとりましては、マイナ救急は有益でありますことから、国の今後の対応も注視しながら普及に努めてまいります。

以上、1点目でございます。

○議長（大泉 治君） 二上光子君。

○2番（二上光子君） 令和7年8月の時点でマイナンバーカードが1万2,102枚といったところで、84.9%と伺いました。また、資格確認書の実態も1,332枚といったところで、後期高齢者の方へ配慮が必要だというふうに受け止めております。

本当に救急搬送では、主に口頭で情報把握がこれまで行われておりまして、病状に苦しむ傷病者からの聞き取りというのは、意思確認が困難であったり、本人や家族が動転して、受診している医療機関名や既往歴などを忘れていたり正確な情報を得られないという事例が多くありました。

実はこのマイナ保険証には5年分の受診歴や薬剤情報、手術情報、診療情報、100日分の処方箋情報が参照可能となっておりまして、より正確な情報を医療機関へ共有ができます。また、高額医療の申請が不要で高額療養制度が迅速に適用されます。そしてまた、医療費控除申請も簡単に行えるものとなっております。

もしものときにこのマイナ保険証を活用することで、これまで本当に情報把握に要した時間を、格段のスピードで円滑な救急搬送と速やかな治療の受入態勢が整い命が救われるといった事例がございます。

このマイナンバーカードを保有していない方への対応として、これまで来庁が困難な方や又は施設入所者に対しまして、総務省では取得支援の事業が実施されております。希望する方へ出張して本人確認や写真撮影を行い、後日、郵送でお届けするというもので、事務費として国が補助をしております。こちらの当町の取組、取得支援の利用はされているか。また、このような支援があることを周知して推進していくことが重要と考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（大泉 治君） 町民生活課長。

○町民生活課参事兼課長（今野優子君） では、マイナンバーカードの先ほどの議員のご質問にお答えします。

宮城県では国の補助金を活用し、マイナンバーカード普及促進事業として出張申請支援を行っています。商業施設や福祉施設へ出向いて申請を支援する取組となっております。

当町では、この事業を活用し、6年度は町内の商業施設2か所で申請サポートを行いました。今年度も実施予定ですが、日程が確定次第、広報等でお知らせする予定としています。

また、昨年度、町内の老人福祉施設から家族のいない入所者の申請について相談があり、今年度、同じ県の事業を活用し、委託事業者と町職員が施設に伺い申請サポートを実施する予定にしております。また、町民生活

課の窓口でも申請についてのサポートを行っております。こちらは先ほど議員が言った写真撮影は行っておりませんが、QRコードつきの交付申請書の作成、記入箇所の確認、郵送での申請方法などについてお手伝いをしております。

マイナンバーカードについては、あくまでも申請により交付されるもので義務ではありません。作りたくないという方も一定数いると認識しておりますが、カードの利便性や取得方法の周知に努め、必要な方が取得できるよう、できる限り、対応を行いたいと考えております。以上です。

○議長（大泉 治君） 二上光子君。

○2番（二上光子君） ありがとうございます。マイナ救急に限らずに、マイナンバーカードを活用した今後、各種行政手続の効率化に向けて利用支援が拡大をしていくことと思います。子育て関連の手続や各種オンライン申請、コンビニでの各種証明書の取得等も来年度以降行われますし、また、行政サービスの書かない窓口など始まっているものもございます。

また、厚労省の部会において、介護保険証の交付については65歳で全員にこの介護保険証が交付されますが、要介護認定申請をするときにまた介護保険証の提示を求められるんですね。ところが、紛失して再発行する方が多くおられて、事務方の負担軽減に見直しが検討されています。介護サービス利用の本人確認についても同様で、2026年度にマイナンバーカードは機能を一体化させる予定になっておりますので、介護サービス利用の本人確認が可能となっていきます。

オンライン診療や服薬指導、予防接種や母子保健の情報にも活用されていくことと思います。災害時においても、避難所体制の中で入退所の管理や薬剤情報の管理に大きな効果がございます。

先ほど来から、このマイナンバーカードをなくす心配があるというふうにお話がございました。なくすということもですけれども、あとマイナンバーカードをマイナ保険証にするために暗証番号等も必要になりますので、そういったものも忘れてしまうんじゃないかなという懸念もあるかと思います。

この保険証の登録について、まだ対応していない方々へ、またスマートフォンをお持ちでなかつたり、操作に自信がない方にいろんな取組があると思うんですけども、そちらは把握されておりますか。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山裕行君） マイナ保険証につきましては、議員おっしゃられるとおり、スマートフォンでの登録であったり暗証番号等を忘れてしまった場合には、確かに登録のほうが難しいというふうな形になりますが、病院のほうで診療する際にマイナンバーカードを持っていていただいて、顔認証をすることによってマイナンバーカードがマイナ保険証にひもづけられるというふうな形もありますので、その辺、そちらのほうを利用していただければ、スマートフォンでのマイナポータルを使った登録よりも簡単に、そちらのほうが簡単にできるのかなというふうに考えております。

○議長（大泉 治君） 二上光子君。

○2番（二上光子君） ありがとうございます。今、担当課長がおっしゃられましたとおりですね、実はこのマイナンバーカード、医療とか、あと薬局等にございます顔認証のカードリーダーがございますと、特に暗証番号が必要なくすぐマイナ保険証に登録ができるような流れになっております。また、セブン銀行のATMでもこのマイナンバーカードをマイナ保険証に登録することが可能でございます。利用された方、ございますか、な

いですね。通常スマートフォンで登録をされるかと思いますけれども、セブン銀行のA T Mに行きますと、マイナ保険証の登録をする画面が出てまいります。それに沿ってすぐマイナ保険証が利用できるという流れがございますので、ぜひこういったことも検討していただければと思います。

総務省の消防庁より、このマイナ保険証は外出先等でも具合が悪くなったりした際に利用できますので、ぜひ持ち歩くことを検討してほしいと訴えております。

カード自体に税や年金の情報など、救急活動に関係のない情報は読み取れない仕組みになっておりますので、マイナー救急を利用してほしいとの声掛けがございました。急病になったり、負傷したりすることは自分だけではなくどこにでも誰にでも起こり得ますので、安心して暮らすための万全の備えとして、早急な取組を望みます。

次に、終活支援の体制整備について質問をさせていただきます。

厚生労働省の地域共生社会の在り方検討会議において、令和7年3月、身寄りのない高齢者等や判断能力が不十分な人を対象として、生活上の課題に対応するためのモデル事業を実施するとしています。包括的な相談、調整窓口の整備や総合的な支援パッケージを提供する取組を実施し、課題の検証を行うとしています。誰もが安心して年を重ねることができる社会を目指す取組となっています。

実施主体は市町村、委託可能で自治体あたりの取組に対して4分の3の補助率でございます。内容には、包括的な支援プランの各種相談、契約履行や身元保証、日常生活支援、死後の事務支援などの提供としています。当町の高齢化の状況として、令和7年3月末で65歳以上の高齢化率が40%を超えていました。

そこで、1点目、身寄りのない高齢者や障害者の方々への対応策について伺います。

2点目に、終活支援体制の具体的な取組について伺います。

3点目に、意思表示の登録など終活支援事業の導入の考えはあるか伺います。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤耕雄君登壇〕

○町長（遠藤耕雄君） 大綱2番目の終活支援の体制整備についての質問でございます。

私もこの終活というのは早くから聞いておりますけれども、何か面倒くさくなって余り関わりを持たないようにしてくるのかなと思って、余りいい言葉じゃないなと思っておりまして、この質問を機会に改めましていろいろな角度で調べさせていただきましたが、一つには家族への負担を減らすという面もありましたけれども、やはり自分らしい人生を送るためにということもございますので、そういうのであれば、何かあった場合も支援の在り方も違ってくるのだろうなと、そう捉えて答弁させていただきます。

終活とは、自分の人生の最期を見据えて遺言や財産管理、介護、医療の準備など、元気なうちに準備をしておく活動と認識しております。

町といたしましては、少子高齢化や単身世帯の増加により、死後の手続や意思表示が困難な住民の増加が見込まれますことから、終活支援は、地域の高齢者や家族が安心して人生の最期を迎るために重要な支援であると考えております。

1点目の身寄りのない高齢者や障害者の方々への対応策を伺うとのご質問でございますが、当町では、身寄りのない高齢者や障害を持たれる方が、安心して地域で生活し、人生の最終段階を迎えられるよう、支援体制

の充実に取り組んでいるところでございます。

現在、地域包括支援センターを中心に民生委員や福祉関係機関との連携を強化し、日頃から見守り活動や生活支援を実施しているところでございます。

次に、2点目の終活支援体制の具体的な取組について伺うとのご質問でございますが、町民や医療・福祉・介護従事者を対象として、人生会議の普及啓発等の研修会を開催しております。事業を推進する中で、町内の医療機関や居宅介護支援事業所のケアマネジャー、介護施設の相談員の28人を対象としてアンケート調査を実施いたしましたところ、75%の割合で身寄りのない高齢者の支援に苦慮したことがあるとの回答がございました。終活支援の必要性について改めて認識したところでございます。

また、先月末には、弁護士や司法書士、社会福祉士などの権利擁護業務の専門職や医療機関のソーシャルワーカー、社会福祉協議会職員などで構成する成年後見人制度利用促進協議会を開催いたしました。まさに身寄りのない高齢者等への支援の在り方について協議していただき、公的機関だけでは全てのニーズに対応することは困難であることから、民間事業者やNPO法人などと連携し、高齢者を地域全体で支えるネットワークを構築することが重要であるとのご意見を頂戴したところでございます。

終活は誰もが安心して人生の最期を迎えるための重要なプロセスでもございますので、一層就活支援体制の整備を図ってまいりたいと思います。

次に、3点目の意思表示の登録など、終活支援事業の導入の考えはあるか伺うとのご質問でございますが、意思表示ができなくなったときや自身の死後に備え、緊急時の連絡先や医療ケアについての意思表示については、あらかじめ町へ登録するなどの終活支援事業は、町民の尊厳ある人生の終末期を支える重要な取組と認識しております。

エンディングノートの活用など、終活支援を推進している先進自治体を参考にしながら、当町の実情に即した事業の導入について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきまして、二上光子議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大泉 治君） 二上光子君。

○2番（二上光子君） ありがとうございました。独り暮らしの高齢者世帯や要配慮者等ですね、町といたしましても、地域包括支援センターの皆様の不断の取組におきまして一定の調査で把握されていることと思います。

先日、ある区長さんから、地域で独り暮らしの方がお亡くなりになりました、その際に、包括支援センターの皆様の対応にとても感謝をされておりました。当町では本当に全体的にいろんな人生会議であったり、いろんな権利擁護団体であったり、終活に対する体制というものはないものの、具体的な体制はないものの、それぞれの事例に対応してこられた状況があるなど察しております。

今後、増えていくこの現状に対して、先ほど町長のほうから答えとなるようなことをお話しいただいたんですけども、この事前の準備が重要となってまいります。誰もが登録できる、無償で終活情報を預かって、万一のときに必要な業者であったり、そんな方々へ伝える取組がほかの自治体でも拡大をしております。実は民間の終活支援事業といった業者の方々もたくさんあるんですけども、実はトラブルも多く発生しております。自治体でのサポート事業が強く求められております。

この就活を始める第一歩として、各自治体で行われているのがこのエンディングノートという、こういったも

のになるんですけれども、自分の家族とか、またこれからこのようにしていきたいとか、そういったものを書くようなノートなんですけれども、ただこれは一部なものですからちょっと薄いんですけども、ちょっといろいろな分野にわたるので10ページ強の小冊子になるかもしれません、こういったものから取組を開始されてる自治体の方々がたくさんおられます。この中には本当にいろんな人生を振り返った思いとか、考えを整理しながら、少しずついざというときのために備えて大切な人たちへ書き残して共有をしていくという流れになります。この取組といったものに対して見解を伺います。担当課、よろしくお願ひいたします。

○議長（大泉 治君） 福祉課長。

○福祉課参事兼課長（鈴木久美子君） それでは、今のご質問にお答えいたします。

エンディングノートにつきましては、現在、町独自のものは作成していない状況でございます。エンディングノートの登録内容については、緊急の連絡先や医療介護の希望、死後の事務に関する意思などが想定され、大変有効なものと考えております。

今後、先進自治体のエンディングノートなどを参考にして、町民向けのエンディングノートの作成について検討してまいりますとともに、エンディングノートの活用を含めた講座の開催や終活に対する理解促進等を検討してまいりたいと思います。

○議長（大泉 治君） 二上光子君。

○2番（二上光子君） ありがとうございます。

独り暮らしの高齢者の増加に伴い、見送る人がいないまま、亡くなるケースも発生していることと思います。誰もが安心して老後を過ごし、有意義な最期を迎えるよう終活をサポートすること、独り暮らしの住民が亡くなった後の手続をスムーズに進められるようにしておくことは、自治体を挙げて取り組む課題と考えます。こういった事例で公費の負担等もあるかと思いますが、そういった事例があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 福祉課長。

○福祉課参事兼課長（鈴木久美子君） 現在、当町におきましては、身寄りのない方などの死後事務のうち、火葬の手配とか、あと一部事務について福祉課が担っております。火葬等については、町のほうで負担している状態でございます。

あと、これらの対応については明確なルールや制度化はなされておらず、個別の事例に応じて今、対応しているのが現状でございます。

○議長（大泉 治君） 二上光子君。

○2番（二上光子君） 厚労省では、引取手のない人の遺留金の取扱いを改定されているんですが、この埋火葬費して預貯金の引き出しについて、相続人への意思確認といったものがこれまで必要だったと思うんですが、これが不要になったんですね。これまで本当に死後の手続等で自治体の負担が多くあったと考えます。この身寄りのない独り暮らしの高齢者世帯や障害者世帯をはじめ、希望する方は誰でも元気なうちにこの終活情報を登録する枠組みといいますか、体制ですね、制度の導入が求められます。本人の意思尊重とその地域の住民の方々が、本当に昼となく夜となく、お独り世帯の方があれば、そこを見守りながら担ってこられたわけなんですが、そういった様々な負担軽減と自治体側の負担や公費削減のためにこの導入を望みますが、当町の

見解を伺います。

○議長（大泉 治君） 福祉課長。

○福祉課参事兼課長（鈴木久美子君） 意思表示の登録などの終活支援の導入についてということでよろしいでしょうか。（「はい」という人あり）

意思表示の登録に当たり、課題もございまして、個人情報保護の観点からのセキュリティの対策、それから登録管理に必要な体制整備等が挙げられております。意思能力の変化に対応するため、定期的な意思確認や代理人指定の仕組みなども課題として挙げられているところでございます。

先ほど町長が答弁いたしましたとおり、国の動向や他自治体の先進事例を踏まえ、当町の実情に合わせた事業の導入について検討してまいりたいと考えております。

○議長（大泉 治君） 二上光子君。

○2番（二上光子君） ありがとうございます。希望する方へぜひこの終活情報を登録するといった制度を、体制があれば、いつでも登録が整えるといった、そういった早期な導入を望みます。

町長、一言よろしいでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） この点につきましては、先ほど申し上げましたように、私は大変不勉強でございまして、ただ、部分的には身寄りのない方が2例、3例ほど町で火葬に付してあげたというようなことがありましたけれども、そういったような全体を通しての体制整備というのは感じたこともございませんし、また、なおさら制度的なものを確立していくというのは、話の中から重要だとありましたけれども、この点につきましては、私からどうこうというよりも、その必要性というものを自分自身の生活も通しながらまずは必要性を感じながら、だったらばどのような体制、そして、その制度というものを確立していくべきかということ、それぐらいの見解しかございませんので、大変申し訳ありませんけれども、今の時点ではこの程度の答弁しかできませんことをお許しいただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 二上光子君。

○2番（二上光子君） 少子高齢化社会にありますて、本当にこのお一人で暮らされていらっしゃる高齢者の方であったり、障害者世帯の方々は弱者でございますので、本当に行政の力で守っていかなくてはならない枠組みかなと考えております。ぜひとも早期の導入を願いまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大泉 治君） 休憩します。再開は2時15分といたします。

休憩 午後2時03分

再開 午後2時15分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開します。

引き続き、一般質問を続けます。

10番杉浦謙一君、登壇願います。

〔10番 杉浦謙一君登壇〕

○10番（杉浦謙一君） 10番、杉浦でございます。通告に従い、一般質問を行ってまいります。

最初の質問は、学校給食の無償化につきまして質問いたします。

最初に、骨太の方針2025において、公教育の再生、研究活動の活性化、質の高い公教育の再生といったしまして、多様な子供たちの特性や少子化の急速な進展など、地域の事実を踏まえ、より質の高い深い学びを実現すると同時に、一人一人の可能性が輝く柔軟な教育課程を編成できるよう、学習指導要領の改訂を進めるとともに、公教育改革等への国の支援の抜本強化を図るなど、質の高い公教育の再生を通じて我が国の学校教育の更なる高みを目指す。

続いて、いわゆる高校無償化、給食無償化及びゼロ歳から2歳を含む幼児教育・保育の支援について、これまで積み重ねてきた各般の議論に基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において、請願を得て実現をするという文言がこの方針にあります。

その無償化につきまして令和8年度の予算編成でありますけれども、国の動向はいかなるものか、お聞きしたいと思います。

そして、二つ目であります。物価高騰による影響が問題になっておりまして、涌谷町も学校給食の食材に物価高騰対策を行っております。現状を伺うものであります。

また、食材に対しての物価高騰対策に関して、この時期の物価高騰は食材だけではありません。燃料代も上がっています。電気もそのとおりであります。材料だけ見ても価格がとどまるところを知らず、上がり続けていります。食材に対する物価高騰対策に課題が何であるのか伺います。

3点目であります。県内自治体の近隣自治体、学校給食を無償化している、又は一部補助をして実施している自治体が増えてきております。当町においては、実施する可能性はどうなのか、まずお聞きしたいと思いますが、とにかく近隣自治体が無償化を進める上で、決して遅れをとってはならないと私は考えます。町長のご所見を伺いまして、質問といたします。

○議長（大泉 治君） 要旨1と2については教育長、3については町長から答弁を求める。

それでは、教育長。

〔教育長 柴 有司君登壇〕

○教育長（柴 有司君） 10番杉浦謙一議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の骨太の方針2025において、学校給食無償化は令和8年度予算編成で実現とあるが、国の動向はとのご質問でございます。

2025年6月に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2025において、給食無償化につきましては、令和8年度予算の編成過程において成案を得て実現するというふうにされております。今まで国からの通知等はありませんが、今後も国等の動向を注視してまいりたいと思います。

2点目の当町では食材の物価高騰対策を行っているが、現状は、また課題はあるかとのご質問でございます。ご質問のとおり、当町では令和5年度から、物価高騰に係る部分について負担を行っております。令和7年度においても引き続き物価高騰相当額の負担を実施しているところでございます。補助金額は、令和5年度では188万2,000円、令和6年度では424万2,000円、令和7年度においては、小学校分で約458万円、中学校分で約

320万円の合計約778万円を予定しており、この3年間で見ましても4倍以上というふうになる見込みでございます。

また、一番の課題は、町財政の負担が大きいことであると考えております。仮に涌谷町で給食を完全無償化した場合、賄い材料費の負担額は、令和7年度当初ベースの試算で約6,352万円になると見込んでおります。いまだ落ち着きを見せない食材の価格や光熱水費の高騰、2025年度産米、いわゆる新米の概算額が昨年度の1.7倍になるなどの増額要因は数多くあります。

また、最低賃金上昇による給食委託業者の委託料の上昇なども予測され、今後も給食を取り巻く環境は厳しいものがありますが、引き続き、安心安全な給食の提供を継続していくために、今後もしっかりと状況を見極めて対応してまいりたいと考えております。

なお、令和7年3月会議でも申し上げましたが、ほかの県におきましては給食費の無償化を行ったものの、財政的な状況から数年で無償化を廃止するといった事例もございますことから、教育委員会といたしましては、持続的な負担軽減策を実現できるよう、町長部局と協議も続けてまいりたいと思います。

以上、10番杉浦謙一議員への答弁といたします。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤釈雄君登壇〕

○町長（遠藤釈雄君） 大綱1番、3点目の近隣自治体に遅れることなく、学校給食無償化を実現すべきではないかとのご質問でございますが、大崎管内における給食の無償化につきましては、涌谷町を含む1市4町全ての町で完全実施している市町はございません。

しかしながら、先ほど教育長の答弁にありましたとおり、経済財政運営と改革の基本方針2025において、給食無償化につきましては、令和8年度予算編成過程において成案を得て実現すると閣議決定が行われたことから、国の動きを注視しながら教育委員会と協議を重ねてまいりたいと考えておりますが、やはり質問者と同様に、子供のことありますし、親御さんのことありますし、ほかの自治体に遅れるというのは毛頭考えておりませんので、そのときはそのタイミング等々もご相談しながら頑張りたいなと思っております。

○議長（大泉 治君） 杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 1点目、再度質問させていただきます。

この学校給食無償化を盛り込んだ与野党3党が合意したものでありますけれども、国の交付金を活用した対応を促すしております。答弁の中には、まだその通知というものは来ておりませんという話でした。しかし、文部科学大臣が今年2月に合意内容を踏まえたものに、国会での答弁で小学校を念頭に地方の実情を踏まえ2026年度に実現し、中学校への拡大もできる限り早期に実現すると答弁をしておるところであります。

この点ですと、国の交付金を何らかの活用、そういう交付金で活用するという文部科学省の想定、多分そういうことでなってくるんだろうと。法律改正ではなくて、法律をつくるわけじゃなくて交付金で活用すると、今ある法律で対応するのだろうなと思っています。

この中に小学校を念頭に置いているのでありますて、その後、中学校という考え方なんですけれども、先ほどの町長の答弁にもありましたが、もしこの小学校だけが実現するとなると、当町の考え方というのはどういうのか、教育長に伺いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 教育長。

○教育長（柴 有司君） 先ほどから申しておりますとおり、まず予算の問題はありますが、どう導入していくかということにつきましては、これまでも仮に今、中学生は324名ほどいますけれども、中学生を対象にまず無償化をするという考え方だとか、あるいは小学生500名ほどいるんですが、そちらをまずやるかとか、その辺のところも検討してきましたが、やるんであれば一斉にというところが妥当ではないかなというふうに考えております。

○議長（大泉 治君） 杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 再度。しかしながら、この答弁からすると、小学校が先に何らかの実現を果たして、その後、できる限り中学校への拡大というふうになりますと、やはり小学校が先に来るんだろうなと。あくまでもまだ何の連絡もないわけですから、多分この国会答弁からすると、そうなりかねないと思います。

ですから、中学校も義務教育ですから、義務教育、小学校、中学校が同時にやるんであれば、町長と同じ、教育長と同じ考え方でけれども、一斉にできるような取組が必要なのかなと思っております。

学校給食法をちょっと取り上げますけれども、学校給食法は、目的として学校給食の普及充実、そして、学校における食育の推進を定めているものであります。学校給食の実施及び学校給食に通じた食育の推進により、目指す目標として7つ項目が挙げられていると。

この中で適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ることが一つ目であります。二つ目が、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い及び望ましい食習慣を養うことが二つ目ということでありました。学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協働の精神を養うこと。四つ目が、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。五つ目として、食生活が食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んじる態度を養うこと。我が国や各地域の優れた伝統的食文化についての理解を深めること。七つ目として食料の生産、流通及び消費について正しい理解を導くこと、こういった目標が掲げられていて、まさにこの学校給食自体が教育なんだなというふうに、この学校給食法からも見てとれると思います。

その点では、食育というのは、教育なんだなと。これは小学校、中学校、この中でこれに基づいていろんな教育委員会としても事業をやっていると思いますけれども、その点で教育長にお伺いしますが、食育とは、やはり教育なんだなというのは、この法律を見て思いつくと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 教育長。

○教育長（柴 有司君） 議員おっしゃるとおりだなというふうに思います。

私も、涌谷町に勤めていた経験が長いもんですから、小学校のときから給食が始まりずっと給食を食べててきた者として、家で食べられなかつたものが給食に供給されて食べるという経験だとか、苦手だったものを食べられるようになったというような経験もありまして、いかに食というものが大事かなということは常々感じております。

涌谷町においては、特に給食センターに栄養教諭と言われる栄養士プラス教諭なので、各学校で授業をすることができる教員でございます。それが涌谷一小付で県から配置されておりまして、各校回って食育に関わる授

業を年間数度、行っております。

また、給食時に昼の放送を使って地場産品の紹介をしたりとか、より身近な土地のものを私たちはこうやっていただいているというようなことを子供たちに伝えるという努力もしているところです。

一方、家庭との連携だとか、家庭に食べることの大切さみたいなのを啓発していくとか、周知していくということも今後、やっていく必要があるだろうなというふうに考えております。

○議長（大泉 治君） 杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 食育ですけれども、ちょっと2番目にかかってまいりますが、今、1回目の答弁の中で食材補填分が今や4倍になっているということで、これはかなり大変な状況でありますけれども、物価高騰の対策では、やはり私も懸念してはいる部分は、補填できなくなるのではないかというふうに非常に心配をしているところであります。限られた財源の中で今、食材費に物価高騰対策を行っているわけでありますけれども、これが枯渇するというか、できなくなることを一番懸念するところであります。その点では不足することが考えられると思いますけれども、今の時点ではどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（宮 まどか君） 杉浦議員の質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。

先ほども教育長からの答弁にございましたが、現在は賄い材料費で約6,352万円というところで、大変ご心配をおかけしておるところですけれども、確かに材料費はまた下がる見込みはございませんし、今後も増え続ける可能性が予測されておりますが、できる限り、保護者負担を増やさないでおいしく安心安全な給食を食べていただきたいというのが教育委員会の願いでもございますし、他市町村、大崎管内の動向も同じような対応をしているところであります。

今後も他市町村の動向を、足並みが完全に合うかどうかはまた別なんですけれども、見ながらより良いものを提供していきたいというふうに考えております。

○議長（大泉 治君） 杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） では、町長に伺います。

先ほどから食材の高騰からいろいろ国の動向、国の動向はあくまでも来年度の予算編成の中で、どの時点で学校給食が無償化になるかというのはちょっと分からぬ部分はあります。

しかしながら、これまでの国会での答弁を考えると、明らかに何らかの動きがあると思います。与野党3党合意を含めまして、もしかしたら交付金での活用の考え方、一番、先ほど心配しているのは、小学校だけの実施なのか、中学校も含めてなのかというのは心配になってくるところであります。

当町の令和6年度の決算は、あくまでも実質収支額では1億3,800万円ほどの黒字になったと、これから決算には出てくるわけでありますけれども、必ずしもこれが毎年毎年同じような数字となるとは限りませんが、その点で涌谷町は、もし実施するのであれば、同時にやるべきだと思いますが、小学校、中学校、同時に一斉に無償化すべきだと思います。最後に町長にお伺いします。町長のお気持ちをお伺いして、この1点目を終わりにしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤駅雄君） 学校給食無償化については、なかなか皆様からのご要望もありますが、実現できないところでございますけれども、ただ、学校給食賄い費の食材の高騰分に関しては、私は何が何でも続けたいと思っております。

また、こういったような流れで、もし小学校が無償化ということになりますと、多分この辺あたりが証明となって、ほかの自治体も一気に中学校までの給食費というものの無償化という動きが、そういう形でなってくるのではないかと思っております。

ですから、やれば、いわゆる毎年のことですから経常経費として一町の財政運営上、きつい部分でございますけれども、そういった中でも、例えばこのようないい材料費の増加部分とか、また共通してかかる経費とか、そういったようなものを新たな財源として、中学校の給食無償化まで一気にできないものかというものを今から検討しておきながら、できるだけ新たな財政支出が少なくなるように検討して、親御さんには小学校あるいは中学校という2校にわたっている場合、片方はただで片方は金を取るというような形の中であると、何かと支障があるのかなと思いますので、こういったような状況、変化に対しては、多分、今申し上げましたように、国は今、各地方自治体ではやるというような形で全然しない、何の連絡もないということで混乱しておりますけれども、逆に言えば何かで一気に状況が当初の見込みどおりやると、きっと政治的なことですからあると思います。ですから、そのときに備えて小学校無償化と同時に中学校も無償化すべきであろうと思っておりまし、当然、地方自治体としても負担が増すわけでございますので、同時進行に対しても中学校の義務教育までは一気に無償化をお願いすると、そういう両面で考えているところでございます。

○議長（大泉 治君） 杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 分かりました。

では、大きな二つ目の質問にさせていただきます。

災害に強いまちづくりということで、表題に大きな見出しになっておりますが、一つ目であります。

災害のような緊急時の食料などの備蓄です。私、以前にも質問したことがあります、現在、備蓄は十分であるのか伺います。

そして、二つ目であります。町内の避難所であります。水害のときには町内8か所、福祉避難所も含めてですが8か所指定されております。地震、火災のときの避難としては14か所を指定されておるところであります。

これも以前、私が質問したこともあるんですが、避難場所でのエアコンの設置が未設置である場所が指定避難所であるのではないかと思います。そういった場合の対応はどうするのか、お聞きしたいと思います。

3点目であります。災害時、緊急時でありますが、食料の備蓄というのも大事なことであります。しかし、避難所での生活というのは食料だけの問題ではなくて、排せつの事案も非常に重要なことがあります。その点では非常に水が使えないということも考えられるわけですね。

気仙沼市にあるトイレトレーラー、これはお笑い芸人のサンドウィッ奇が寄贈したものであります。このトイレトレーラーが今回、能登半島の地震の際にも被災地に向かうなどの活躍をしているものであります。トイレカーというのもあるし、トイレトレーラーという言い方もありますが、今回、栗原市ではトイレカーを2台購入するようあります。トイレカーというのは何だと言われますが、洋式トイレを設置したものであります、手洗い場もある洋式トイレが、これも1基あるのと2基あるの、3基、いろいろあるようなんですか

ども、値段的には300万円と調べたところ、そういうふうになっております。このトイレカー、トイレトレーラーで問題解決をすべきではないかと思いますが、町長のご所見を伺いたいと思います。以上です。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤釀雄君登壇〕

○町長（遠藤釀雄君） 大綱2番の災害に強いまちづくりをということで、1点目の災害の備品や備蓄している食糧は十分かとのご質問でございますが、昨年の9月会議におきましても議員から同様の質問をいただき、食料や水の備蓄は十分ではないとお答えをしてきたところでございますが、その後、企業版ふるさと納税の寄附金を活用させていただき、災害備蓄用保存水を約2,100本、お湯を入れて作る携帯おにぎり1,500食分を購入したところでございます。

また、今議会の補正予算におきましても、企業版ふるさと納税の寄附金を原資として61万円の増額補正を計上しており、昨年度と同等数の備蓄水及び備蓄食を購入する予定としております。

また、備品につきましては、一例でございますが、簡易トイレ、ラッピングトイレが約120個、段ボールベッドが240個、段ボールパーテーション4,000枚、目隠しテント1,300個などを備蓄しております。

避難所を開設する場合は、食料や水、毛布、自分又は家族用の常備薬などの持参をお願いしておりますが、仮に500人が避難したと想定した場合、今回の購入分を含めましても備蓄食は2日分であり、飲料水に関しましては1日分の備蓄量にしかなっておりません。トイレにつきましても20人に1基、男性用と女性用の比率を1対3とすることが推奨されております。

以上のことから、備蓄に関しては十分であるとは申し上げられませんが、今後につきましては、様々な財源を活用しながら継続的に備品の確保を図っていくほか、避難の長期化が予測される場合には、協定により物資の調達を行うなど対応してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の町内避難所のエアコン未設置箇所での対応はどうするかにつきましてもお答え申し上げます。

現在、涌谷町の指定避難所においてエアコンが設置されていない施設は、勤労福祉センター、B&G海洋センター、石坂集落センター、さくらんぼこども園アリーナ、笠岳地区町民体育館の5施設となっております。

小・中学校につきましては、体育館にエアコン設備はありませんが、以前の一般質問でもお答えいたしましたとおり、暑い時期における避難の際は、エアコンのある特別教室を利用させていただくなどの対応を行っております。

また、先ほど申し上げました5施設のうち、さくらんぼこども園につきましては、園舎内の会議室等を避難所として使用可能か検討するほか、笠岳地区町民体育館につきましても、暑い時期は併設する改善センターへの避難で対応してまいりたいと考えております。

昨年9月会議の一般質問で議員からご質問がありました石坂集落センターへのエアコン設置につきましては、地域の集会施設として利用しておられる施設ということもございますので、コミュニティ事業の補助金などを活用して整備するなど、地域と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の災害時のトイレトレーラーを準備する考えにつきましては、トイレトレーラーにつきましては、ポータブルトイレなどの簡易トイレと比較しますと、非常に衛生的で安心して利用できるものであ

り、災害時の使用のほかにも他の被災地への貸出しや町の様々なイベントでの活用など、非常に有効なものであると認識しております。

ただし、設備の整ったものでございますと1台、約2,000万円程度と高額でありますことから、国の令和6年度補正予算新しい地方経済生活環境創生交付金事業地域防災緊急整備型を活用するなど、導入に向けた検討を行ってまいりたいと思います。既に1次申請は終了しておりますが、現在、2次申請がないか県に確認しながら、トイレトレーラーを含めた災害用備品の整備について検討して対応してまいりたいと考えております。

以上、10番杉浦議員への答弁といたします。

○議長（大泉 治君） 杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 1番の質問に対しては答弁いただきましたので、2番にまいります。

避難所のエアコンの未設置に関する質問であります。先ほど5つの未設置場所の答弁いただきました。B&G海洋センター、石坂集落センターは先ほど答弁いただきましたのでいいかなと思いますが、笠岳地区町民体育館、ちょっとお伺いしますが、笠岳公民館も指定避難場所となり、笠岳地区、これは地震のときです、笠岳地区町民体育館も同じ地域の行政区の避難場所になると。涌谷公民館も避難場所になり、B&G海洋センターも同じように、収容する人数によって変わってくるのかなと思いますけれども、隣り合わせのところでエアコンがある、またエアコンがないところが避難場所になると。

こうなると、こういう暑い時期ですと、やはりどうしてもB&G海洋センターよりも涌谷公民館、そしてまた、笠岳体育館よりも笠岳公民館というふうになると思うんですけれども、これはどうなんですか、この設置に関する考え方としては。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） お答えいたします。

併設する施設で避難所という形で今回設定しておりますが、先ほど議員おっしゃいましたとおり、やはり収容人数の関係でどうしても人数を避難させるために、やはり2施設が必要だというふうな考え方で設定しているところでございます。

ですので、幸いにも最近の大きい災害でも両方の施設がいっぱいになるというのはございませんので、そういった場合につきましては、ニーズに応じてですけれども、冷暖房設備のある避難所のほうを利用していただくというふうに考えております。

○議長（大泉 治君） 杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 考え方ですけれども、避難する方が少ないという想定でやっていると、どこかで必ず想定外のことが起きるというのは、多分そうだと思います。

残念ながら、避難所の関係とエアコンの設置は補助金というのがちょっと見当たらないところがあります。学校施設であれば、空調設備整備臨時特例交付金があって、期限としては令和15年までの交付金事業ですけれども、これも避難所に指定されている学校でエアコンを新設する工事の補助金ということで、公立の小学校、中学校、特別支援学校、いろいろありますが、下限が400万円、上限が7,000万円という事業であります。

以前、そういう質問をしたことがありますけれども、その点ではこういうものを活用しての避難所、学校施設のエアコンについてのものが必要になってくるんじゃないかなと思います。私どもも常任委員会として、この

暑さを防ぐためのそういう施設が欲しいなというのは、私たちの考え方ですけれども、どうでしょう、町の考え方としてはいかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） それではお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、文科省で行っております空調設備整備臨時特例交付金を活用しますと、補助率が通常の体育館より2分の1ということで、財政措置もかなり有利な補助金となっておりますけれども、午前中の議員の質問で町長がお答えしましたとおり、一斉に全部をやるのか、それとも小学校3校、中学校1校、あとさくらんぼこども園も含めますと5つの体育館がありますので、仮に1か所だけという形になりますと、やはりどうしてもバランスが取れないと申しますか、そういった部分もありますので、そういった部分を含めまして改めて整備につきましては検討させていただきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） やはり涼しいところとそうでないところというのは、同じ町の施設としても大きく違ってくると思います。私も体育館にエアコンがついているというのは、町内では見たことがありませんが、やはり田尻町の総合体育館というのは空調設備があって子供たちにはいい環境というか、それでも暑かったんけれども、そういう環境の中でスポーツをやるというのは非常に大事と思っております。その点では先ほど課長が答弁しておりましたので、検討していただければと思います。

そしてまた、トイレトレーラーの話ですけれども、一定の答弁はいただきました。新しい地方経済生活環境創生交付金地域防災緊急整備型、令和7年9月の通知で内閣府の要綱があります。今月出されているものであります。去年も事業終わりましたが、また同じようなものをやるようなので、ぜひそれも検討していただければなと思います。トイレカー、トイレトレーラー、簡易トイレ、快適なトイレ環境、地域防災のための補助率2分の1であります。その点では少し考えていただければなと思いますが、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） 先ほどの交付金のほうも確認しまして、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（大泉 治君） 以上で一般質問は終わりました。

休憩いたします。再開は3時5分といたします。

休憩 午後2時55分

再開 午後3時05分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開します。

◎同意第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大泉 治君） 日程第5、同意第5号 涌谷町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

柴 有司君の退席を求めます。

〔教育長 柴 有司君退席〕

○議長（大泉 治君） 暫時休憩します。

休憩 午後3時05分

再開 午後3時05分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開します。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤耕雄君） 同意第5号の提案理由を申し上げます。

涌谷町教育委員会教育長柴 有司氏は、令和7年11月28日をもって任期満了となります、引き続き柴 有司氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

これより同意第5号 涌谷町教育委員会教育長の任命について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、同意第5号 涌谷町教育委員会教育長の任命については原案のとおり同意することに決しました。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩します。

休憩 午後3時07分

再開 午後3時07分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

〔教育長 柴 有司君着席〕

○議長（大泉 治君） 再開します。

ここで議会の同意を得られました教育長からご挨拶をいただきます。教育長、登壇願います。

〔教育長 柴 有司君登壇〕

○教育長（柴 有司君） 改めまして、教育長の柴でございます。議員の皆様方に教育長の再任の同意をいただき

ました。ありがとうございます。

私、教育長に就任以来、言ってきたことは二つでございます。一つは、子供たちが安心して命を大切にして学べる、そんな学校づくり、環境づくりをしていきたいということ。もう一つは、そこで働く教職員の皆さんのが、健康で働きがいのある、そんな職場づくり、風通しのいい職場づくりをやっていってほしいと。そのためにここまでこの2点を重点に頑張ってまいりました。

ただ、急激な少子化によって小学校の再編のこととか、あるいは様々な教育施設の改修とか、そのことも課題としてありますし、生涯学習施設の問題もございます。いろいろ課題はありますけれども、まず遠藤町長のまちづくりの方針を念頭に置きながら、各課と連携して教育行政を進めてまいりたいというふうに思っております。

どうぞ引き続き、議員の皆様方にご助言、ご指導をいただきながら進めてまいりますので、今後もよろしくお願ひいたします。

以上、挨拶とさせていただきます。

○議長（大泉 治君） ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。



◎同意第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大泉 治君） 日程第6、同意第6号 涌谷町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 同意第6号の提案理由を申し上げます。

涌谷町教育委員会委員櫻井 信氏は、令和7年9月30日をもって任期満了となります。引き続き櫻井 信氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

これより同意第6号 涌谷町教育委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、同意第6号 涌谷町教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決しました。



◎報告第12号の上程、説明

○議長（大泉 治君）　日程第7、報告第12号　令和6年度涌谷町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についてを議題といたします。

報告を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君）　報告第12号について申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものでございます。

令和6年度の一般会計等における実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため対象となる数値がなく、実質公債費比率は6.6%で早期健全化基準の25%を下回り、将来負担比率につきましては、充当可能財源が将来負担額を上回ったため発生しておりません。

資金不足比率につきましては、全ての企業会計において発生しておりません。

以上、経営健全化基準の基準内にありますことを申し上げ、報告といたします。

○議長（大泉 治君）　次に、監査委員の審査意見の報告を求める。城口代表監査委員。

○代表監査委員（城口貴志生君）　それでは、議案書の4ページをお開きください。

令和7年8月29日に涌谷町長宛て、令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率、審査意見の提出を行っております。

5ページ目をお開きください。読み上げます。

涌監第27号

令和7年8月29日

涌谷町長　遠藤釈雄殿

涌谷町監査委員　城口貴志生

同　佐々木みさ子

令和6年度健全化判断比率審査意見

1　審査の対象

令和6年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2　審査の期間

令和7年7月7日から8月26日まで

3　審査の概要

この健全化判断比率審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4　審査の結果

（1）総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（2）個別意見

- ①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率においては、赤字比率は計上されていない。
- ③実質公債費比率においては、早期健全化基準未満である。
- ④将来負担比率においては、充当可能財源額が将来負担額を上回ったため、算定されなかった。

6ページをお開きください。。

令和6年度資金不足比率審査意見

1 審査の対象

令和6年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和7年6月23日から8月12日まで

3 審査の概要

この資金不足比率審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された各企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（2）個別意見

5 事業会計全てにおいて、資金不足比率は発生していない。

国民健康保険病院事業会計については、比率を計算する各項目の数値がそれぞれ増減したが、結果として「解消可能資金不足額控除前の資金不足額」を「解消可能資金不足額」が上回り健全化法における資金不足額は前年度同様に発生しなかった。

以上です。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時16分

再開 午後3時16分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて再開いたします。

以上で報告第12号は終了いたしました。

◇

◎報告第13号の上程、説明

○議長（大泉 治君）　日程第8、報告第13号　放棄した債権の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。町長。

○町長（遠藤雅雄君）　報告第13号について申し上げます。

本件は、涌谷町債権管理条例第14条第1項の規定に基づき、町が放棄を決定した債権について、同条第2項の規定により議会に報告いたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君）　総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君）　議案書7ページをご覧願います。

報告第13号　放棄した債権の報告について

涌谷町債権管理条例第14条第1項の規定により、町の債権について、下記調書のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月11日提出　涌谷町長

今回放棄いたしました債権につきましては、複数の課にまたがりますので、私のほうから説明させていただきます。

まず、7ページの下の表でございますが、こちらは町営住宅使用料における債権放棄でございます。

債権放棄の事由につきましては、条例第14条第3号の消滅時効の完成によるものでございます。延べ人数は3人、件数が25件、合計金額で47万5,000円でございます。こちら延べ人数は3人でございますが、実人数は1人でございます。

それでは、次のページ、8ページをお開き願います。

上段の表につきましては、町営住宅の駐車場使用料の債権放棄で、債権放棄の事由は、こちらも消滅時効の完成によるものとなっております。先ほどご説明しました町営住宅使用料の債権放棄と同一の方の債権となります。延べ人数で3人、件数が24件、合計金額が4万8,000円となります。実人数は1人でございます。

続きまして、中段の表につきましては、水道料金における債権放棄で、債権放棄の事由は、条例第14条第2号の破産等によるものでございます。延べ人数は2人、件数が3件、金額の合計が2万1,100円でございますが、こちらも実人数は1人でございます。

下段の表につきましても、水道料金における債権放棄となります。債権放棄の事由につきましては、第5号居所不明等となります。こちらも実人数は1名となります。延べ人数で2人、件数が2件、金額の合計で8,720円となったものでございます。

ただいまご説明しました債権の放棄年月日につきましては、いずれも令和7年3月31日でございます。

以上で説明終わります。

○議長（大泉 治君）　暫時休憩します。

休憩　午後3時21分

再開　午後3時21分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて再開します。

以上で報告第13号は終了いたしました。



◎報告第14号の上程、説明

○議長（大泉 治君） 日程第9、報告第14号 専決処分の報告について（令和7年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第3号））を議題といたします。

報告を求めます。町長。

○町長（遠藤駅雄君） 報告第14号について申し上げます。

本件は、老人保健施設において、空調機器が故障し、早急に更新を行う必要があったことから専決処分として補正をいたしたものでございます。

資本的収入におきましては、空調機器更新の財源として企業債を借り入れるとともに、資本的支出におきましては更新費用を補正いたしたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） 報告第14号 令和7年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

予算書をお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、老人保健施設の空調機が7月に故障いたしまして、早急に対応する必要から専決処分いたしたものでございます。

補正予算書1ページをお開きください。

第2条におきまして、予算第4条本文括弧書きを資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとするに改め、資本的収入につきまして3項企業債を160万円増額し、資本的支出の建設改良費を165万円増額したものでございます。

第3条におきましては、予算第5条に定めた企業債の限度額について、既決予定額に空調機器更新事業160万円を追加したものでございます。

4ページ、5ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の補正ですが、まず下の表、支出について4款1項3目1節資産購入費165万円の増額ですが、老人保健施設2階の空調機の更新でございます。

上の表、収入3款3項1目1節企業債収入160万円は、支出で申し上げました空調機更新の財源でございます。更新工事につきましては、8月8日に完了しております。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 24 分

再開 午後 3 時 25 分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開します。

これで報告第14号は終了いたしました。



◎散会の宣言

○議長（大泉 治君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3 時 25 分